

第3期

# 新見市子ども・子育て

## 支援事業計画

～家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち～



令和7年3月  
岡山県 新見市



## はじめに

近年、少子化、人口減少が急速に進む中、地域コミュニティの希薄化や子育て家庭の孤立感の高まりなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、育児不安による子どもへの虐待をはじめ、子どもの貧困、ヤングケアラーなどが問題となっています。



そのような状況の中、我が国において「こども基本法」が令和5年4月に施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子育てにやさしい社会づくりが推進されています。

本市においては、令和5年度に産学官一体で「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、「こどもたちが住みやすい、健やかで幸せに成長できるまち」を目指し、新たな施策や様々な活動を実施しているところであります。

こうした子どもと子育て環境の現状を踏まえ、全ての家庭が本市で安心して子育てができるよう、この度、令和7年度からの5年間を計画期間とした「第3期新見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、第2期計画の基本理念である「家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち」を継承した上で、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことを基本に、妊娠期からの切れ目のない支援をはじめ、多様な保育ニーズへの対応や配慮が必要な家庭への支援などについて、施策の展開や方向性を定めています。

今後も子育て世代に「選ばれるまち」を目指し、子育て環境のより一層の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました新見市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

新見市長 石田 實



## ～ 目 次 ～

第1章 計画の概要-----	1
【1】子ども・子育て支援を取り巻く社会的背景と趣旨-----	1
【2】計画の概要-----	3
第2章 子どもを取り巻く新見市の現状-----	5
【1】人口等の現状-----	5
【2】子育て支援施設等の利用状況-----	14
【3】地域子ども・子育て支援事業の利用状況-----	20
第3章 本市における子育て支援の現状と課題-----	26
【1】第2期計画の主な取組の成果と今後の課題-----	26
【2】アンケート調査結果の概要-----	40
【3】本市の課題-----	52
第4章 計画の考え方-----	54
【1】基本理念と基本目標-----	54
【2】施策体系-----	55
第5章 施策の展開-----	56
基本目標1 子ども子育て家庭を支える基盤づくり-----	56
基本目標2 仕事と子育てを両立できる社会づくり-----	61
基本目標3 健やかに育つ環境づくり-----	63
基本目標4 生きる力を育む学びの場づくり-----	66
基本目標5 安心して生活できる環境づくり-----	71
基本目標6 地域で子どもを見守るまちづくり-----	75
第6章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容-----	79
【1】教育・保育提供区域の考え方-----	79
【2】見込量算出の考え方-----	79
【3】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容-----	80
【4】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容-----	82
【5】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保-----	91
【6】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保-----	91
第7章 計画の推進にあたって-----	92
【1】計画の推進体制-----	92
【2】計画の進行管理-----	92

資料編	-----	93
【1】新見市子ども条例	-----	93
【2】新見市子ども・子育て会議設置要綱	-----	97
【3】新見市子ども・子育て会議委員名簿	-----	99

# 第1章 計画の概要

## 【1】子ども・子育て支援を取り巻く社会的背景と趣旨

### 1 社会的背景

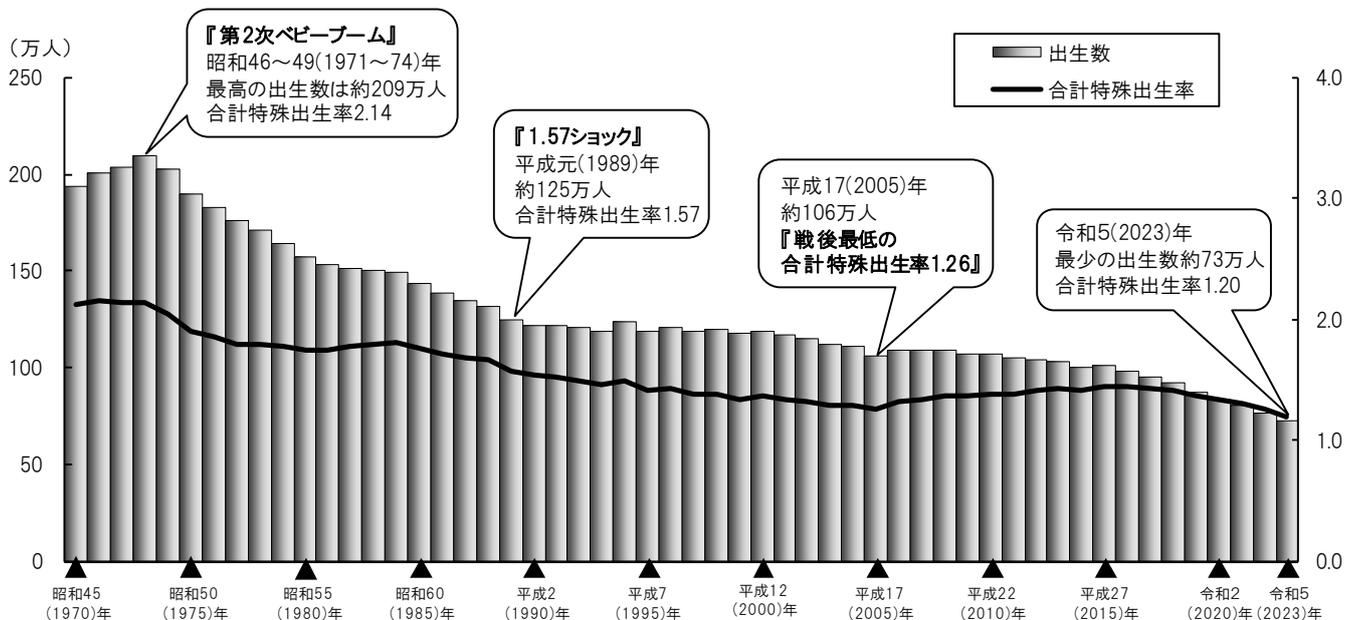
我が国においては、総人口の減少に伴う少子高齢化や核家族化の進行、就労環境の変化や子どもへの虐待、子どもの貧困問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを地域社会全体で支援していくことが重要視されています。

そのような中、令和5年の出生数は約73万人と過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少を続けています。

一方、国の少子化対策は、平成17年から10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が10年延長されるとともに、平成24年には「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法<sup>※1</sup>」（以下「子ども・子育て支援法」という。）が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

また、令和3年には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会<sup>※2</sup>」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和5年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども家庭庁」が創設され、施策推進の司令塔の役目を果たすこととなりました。

【 合計特殊出生率の推移（全国平均） 】



※1 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

## 2 策定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画は「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的、総合的に提供するため、5年を1期として市町村に策定が義務付けられた計画です。

本市では、国の指針※に基づき、令和2年に「第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し「家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち」を基本理念とし、家庭や地域、子育てに関わる施設、企業、関係機関が連携しながら様々な子育て支援施策を実施することにより、安心してゆとりある子育てができ、全ての子どもが心豊かで健やかに育つまちを目指して、様々な取組を推進してきました。

この度、第2期計画期間の満了に伴い「第3期 新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、施策の点検、評価結果や新たな課題等を踏まえ、今後の具体的な取組について、令和7年度からの計画を策定します。

### 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」（抜粋）

（市町村行動計画）

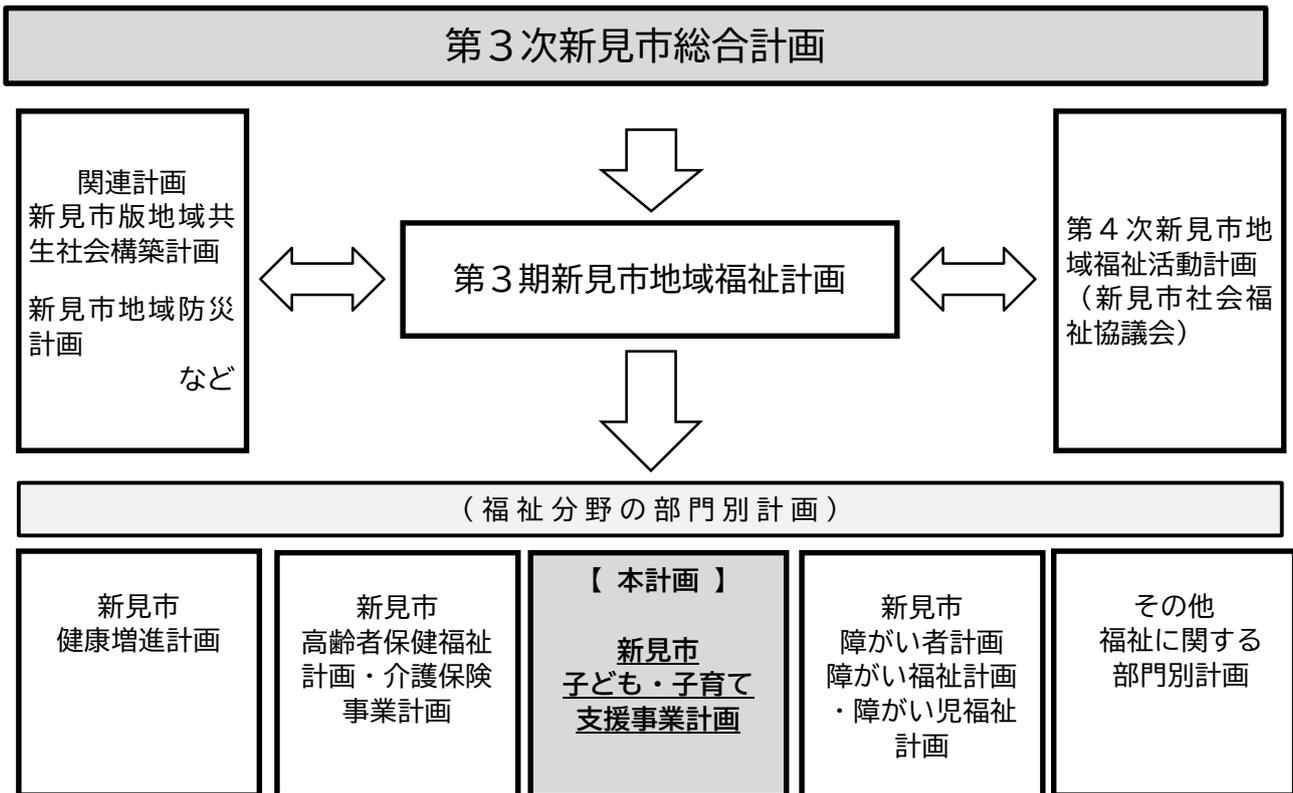
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

## 【2】計画の概要

### 1 計画の位置付け

本計画は、本市の市政運営の指針となる上位計画「第3次新見市総合計画」の方針に沿って、関連する他の部門計画との連携を図りながら、子ども・子育て支援施策を推進するものです。



### 2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

### 3 計画の策定方法

#### (1) 新見市子ども・子育て会議における協議及び市民意見の反映

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「新見市子ども・子育て会議」における審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## (2) アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として「新見市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（アンケート調査）を実施しました。

	就学前児童	小学生
調査対象	市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭	市内に居住する小学1年生から3年生の子どもがいる家庭
調査方法	郵送配布、郵送回収	
調査時期	令和6年2月～3月	
回収結果	配布数 586 件 有効回収数 487 件 有効回収率 83.1%	配布数 450 件 有効回収数 358 件 有効回収率 79.6%

## 第2章 子どもを取り巻く新見市の現状

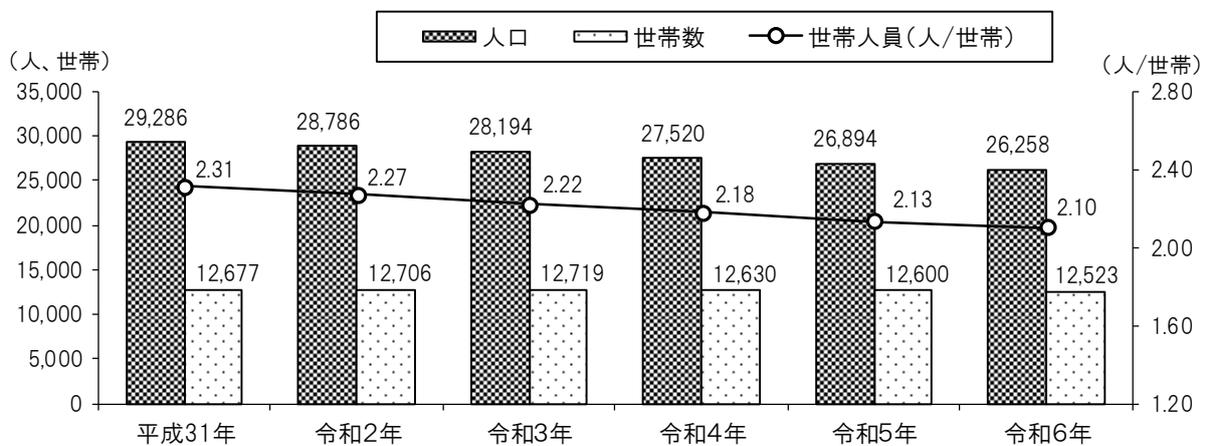
### 【1】人口等の現状

#### 1 人口の状況

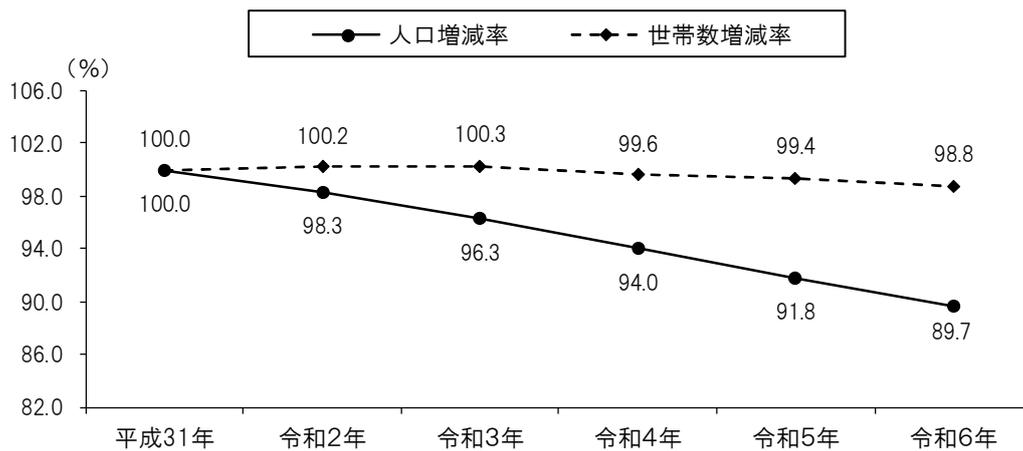
##### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和6年3月現在 26,258 人となっています。世帯数も近年、減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31年の2.31人から令和6年で2.10人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成31年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## (2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和4年では、合計592人の人口減少となっています。

### 【人口動態】

(単位：人)

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和元年	143	546	-403	657	811	-154	-557
令和2年	118	544	-426	538	795	-257	-683
令和3年	111	564	-453	615	726	-111	-564
令和4年	107	584	-477	625	740	-115	-592

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

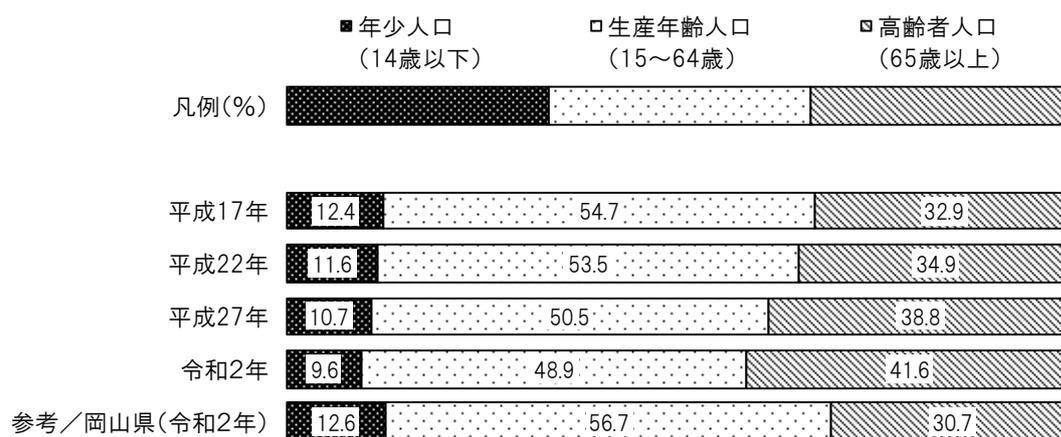
資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

## (3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.6%、「生産年齢人口（15～64歳）」が48.9%、「高齢者人口（65歳以上）」が41.6%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、岡山県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

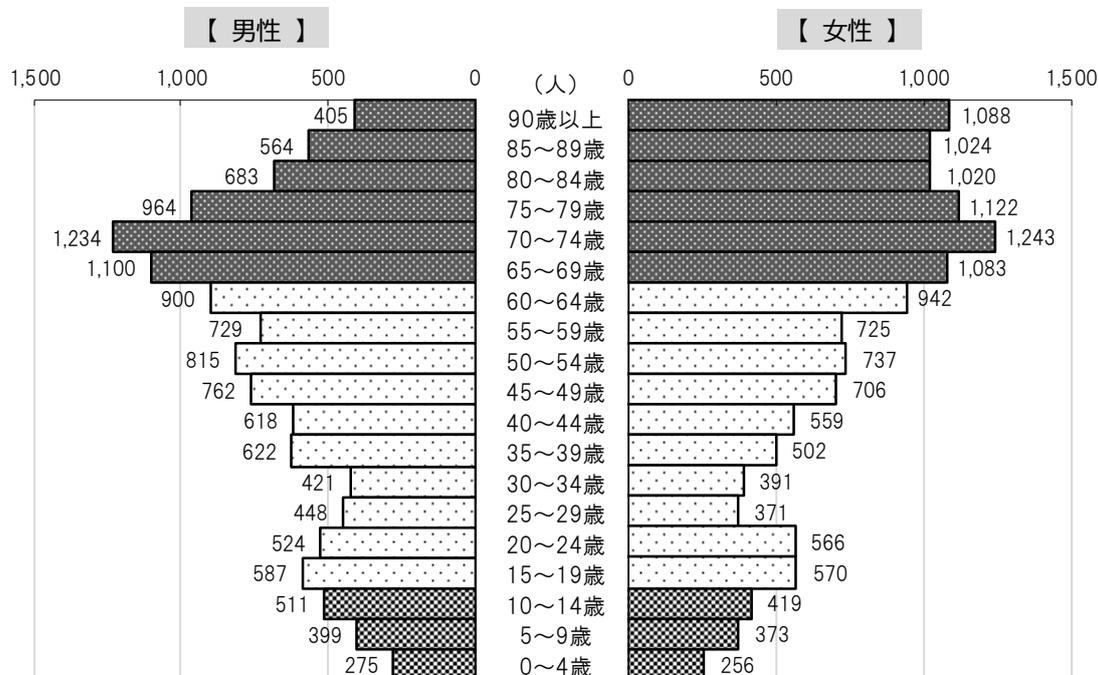
### 【年齢3区分別人口構成比】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

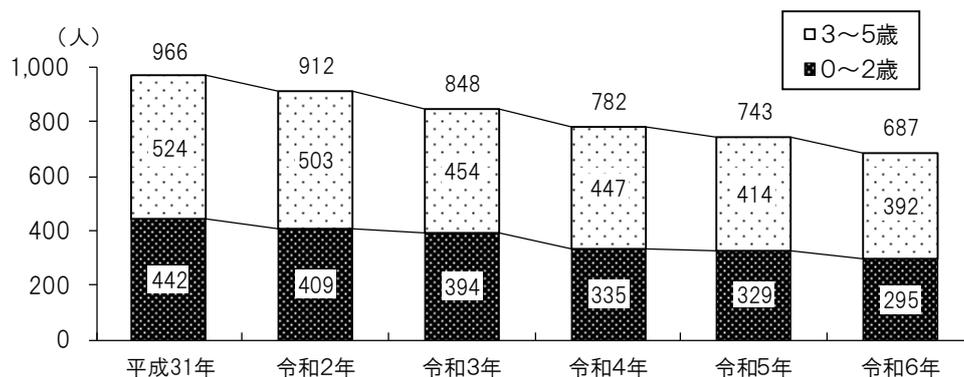


資料：住民基本台帳（令和6年3月末日現在）

(4) 子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、令和6年3月現在で687人と、この5年間で279人減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】



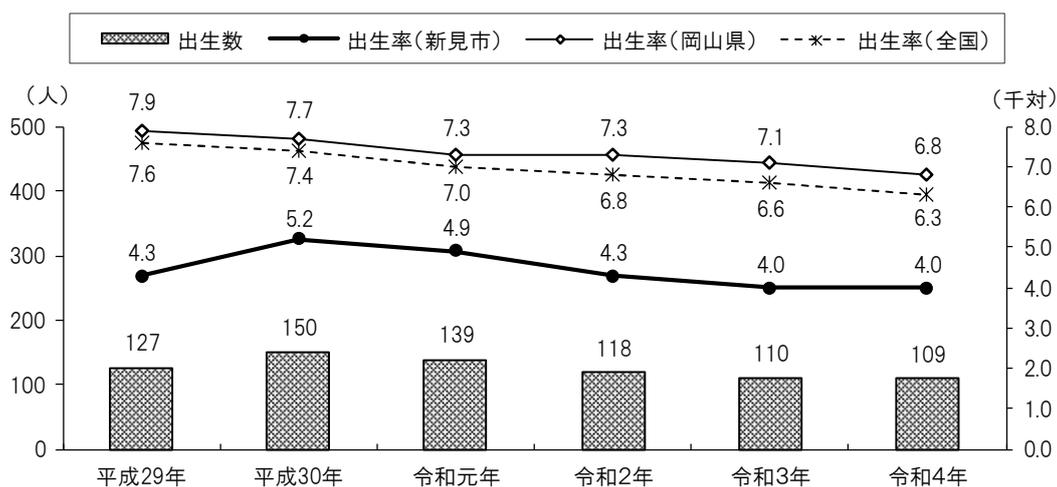
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## 2 出生等の状況

### (1) 出生数の推移

本市の出生数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4年では109人となっています。また、人口1千人当たりの出生数を示す出生率については、国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【 出生数及び出生率の推移 】

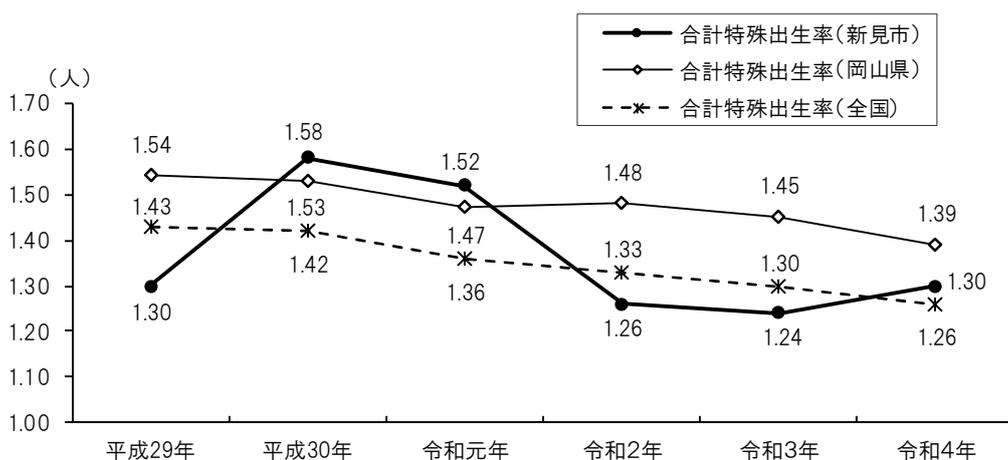


資料：人口動態統計（市は岡山県衛生統計年報）

### (2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる合計特殊出生率は、令和元年以降、本市では減少傾向にありましたが、令和4年は1.30人と増加しています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計（市は岡山県衛生統計年報）

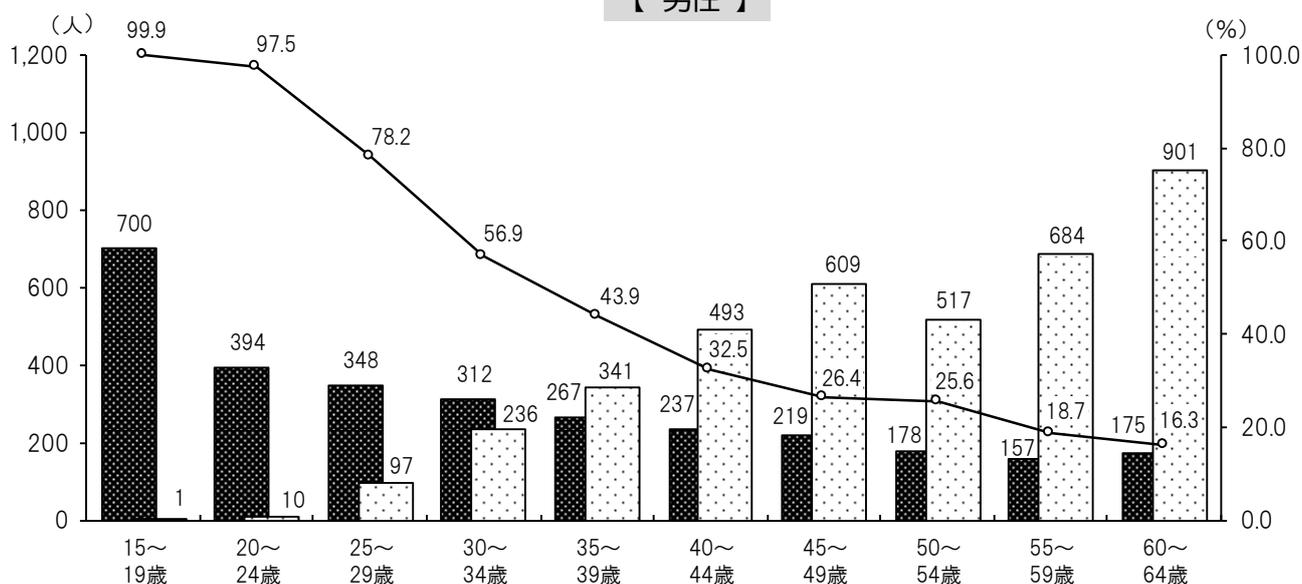
### (3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っています。

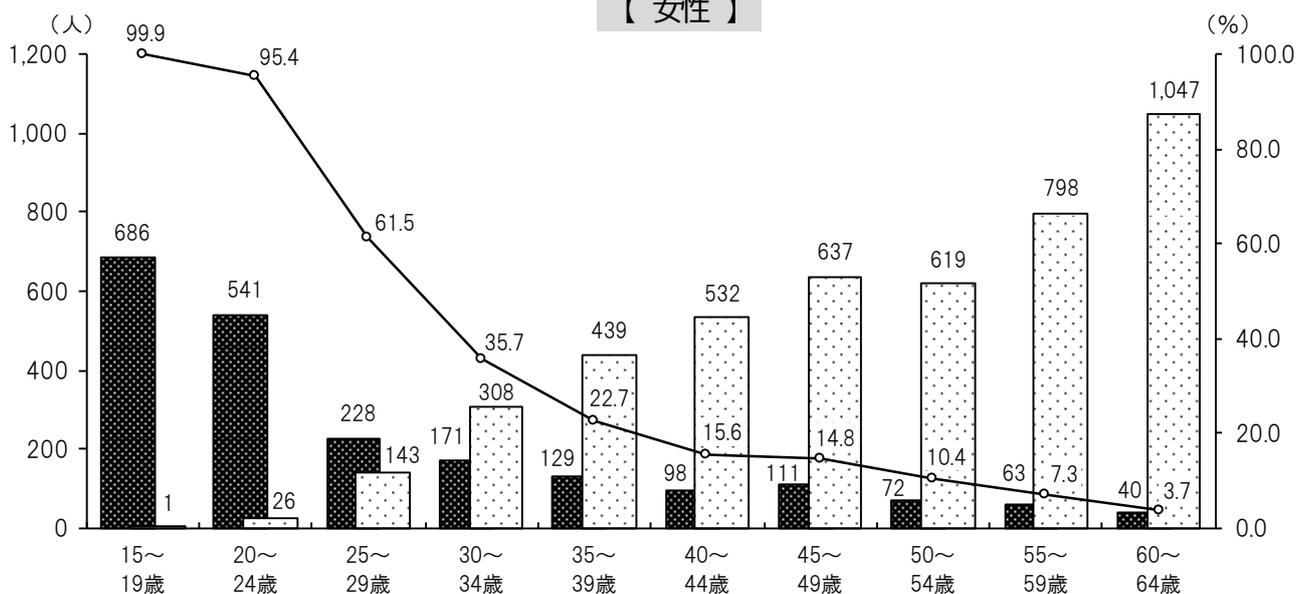
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



#### 【 男性 】



#### 【 女性 】



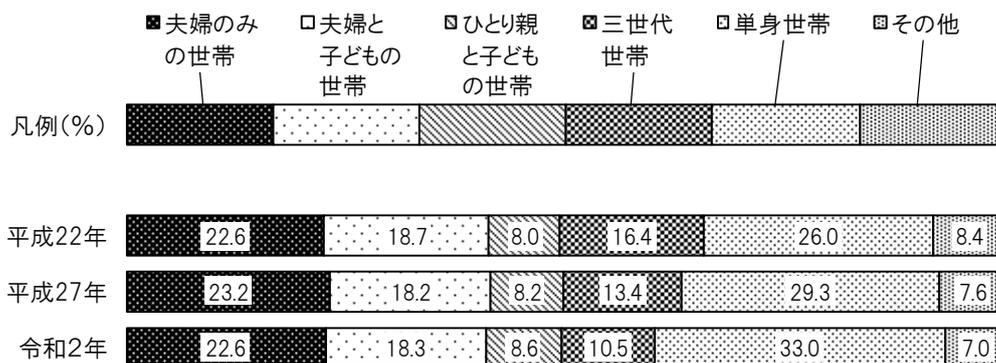
資料：国勢調査（令和2年）

### 3 世帯の状況

#### (1) 世帯構成

世帯構成について、平成 22 年から令和 2 年までの推移で見ると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

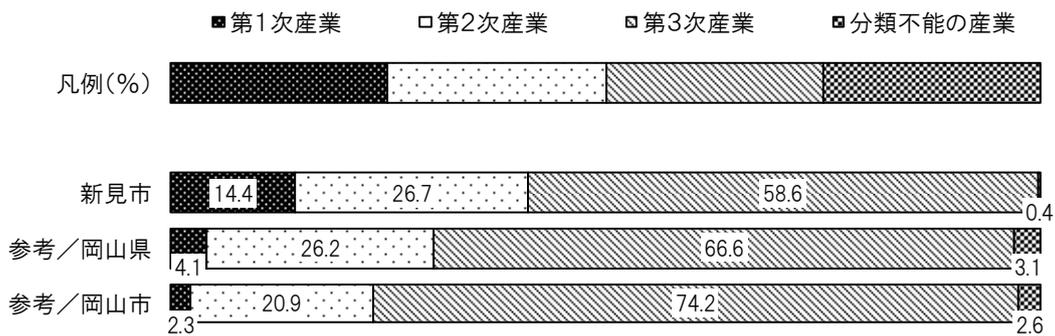
## 4 就業の状況

### (1) 就業構造

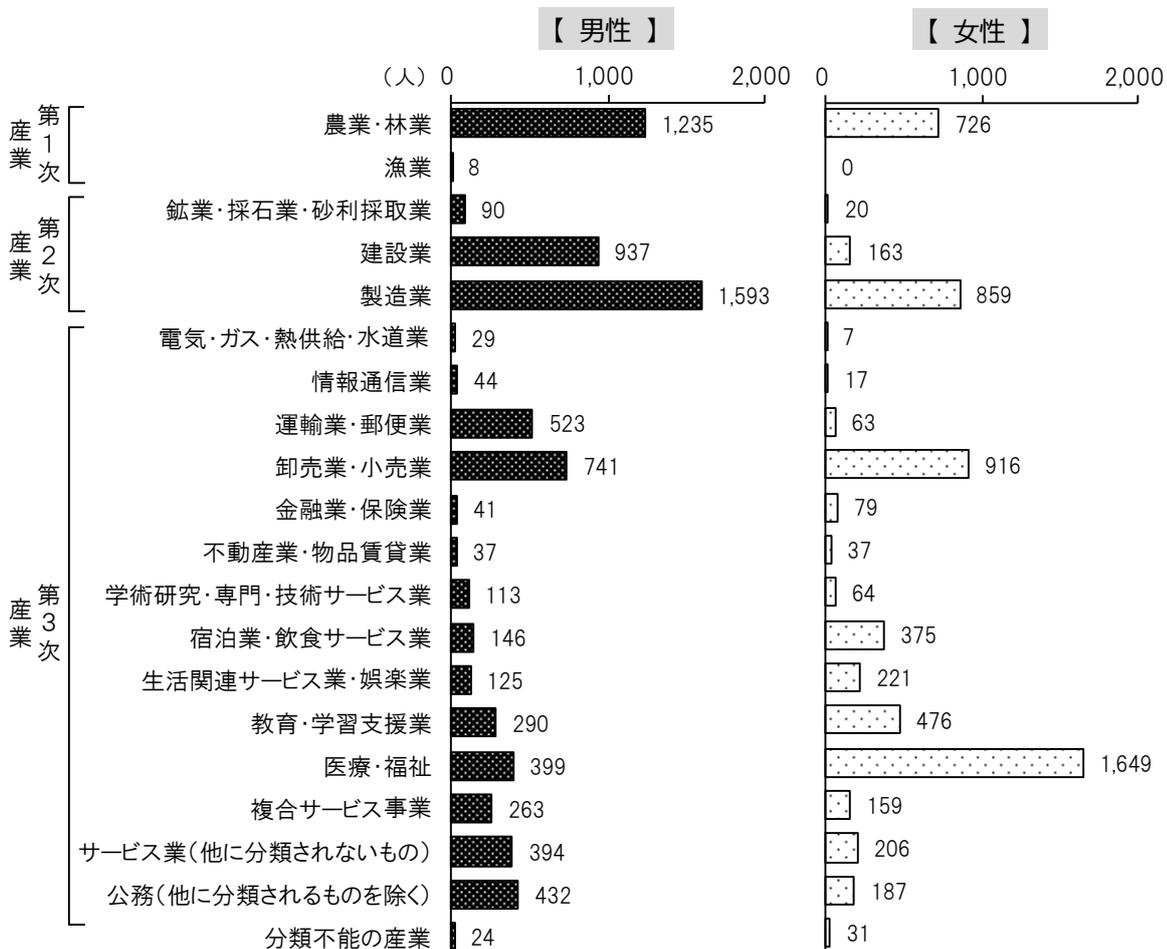
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2年では第1次産業の割合が14.4%、第2次産業が26.7%、第3次産業が58.6%となっています。岡山県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「農業・林業」「建設業」「製造業」などが女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

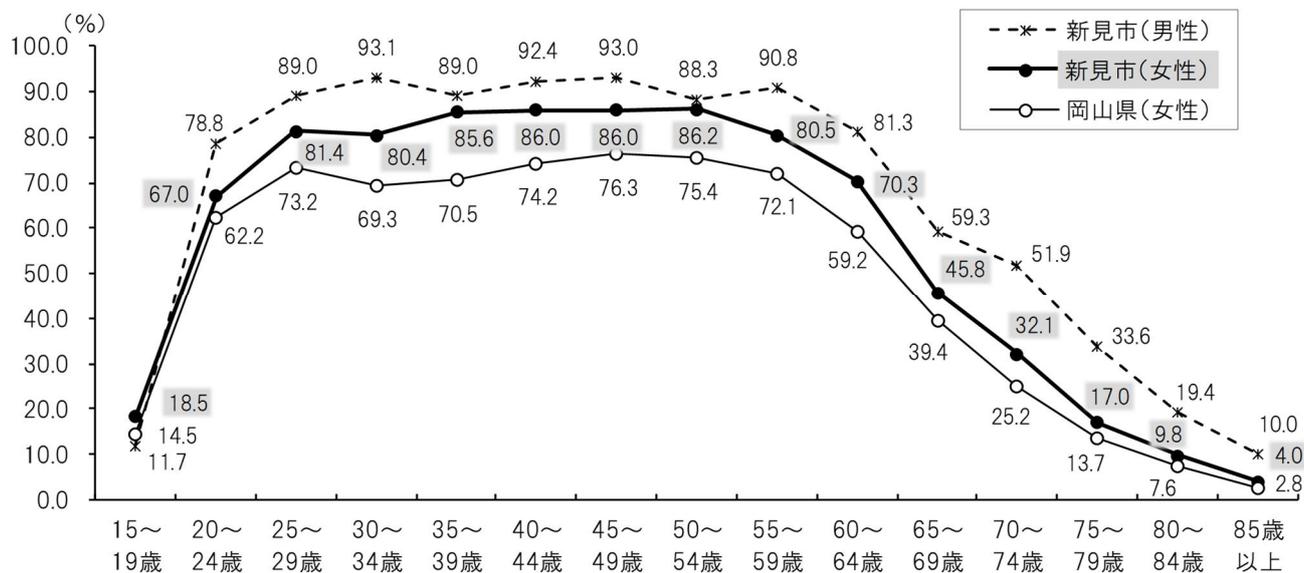


資料：国勢調査（令和2年）

## (2) 年齢別就業率

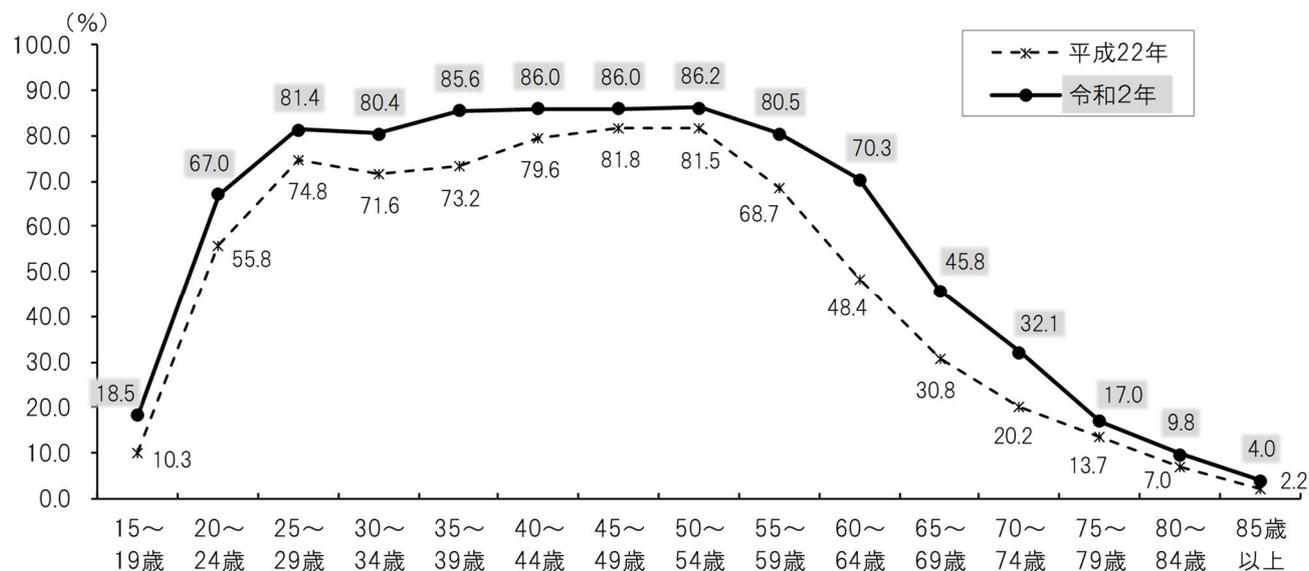
本市における女性の就業率をみると、「婚姻～子育て開始時期」を含め各年齢層共に岡山県の平均を上回っています。また、令和2年の就業率は、平成22年に比べ全体的に増加しています。

【 年齢別就業率（県比較） 】



資料：国勢調査（令和2年）

【 女性の年齢別就業率（経年比較） 】



資料：国勢調査

## 5 福祉的課題を抱えている人の状況

### (1) ひとり親家庭の状況

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2年では118世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）】

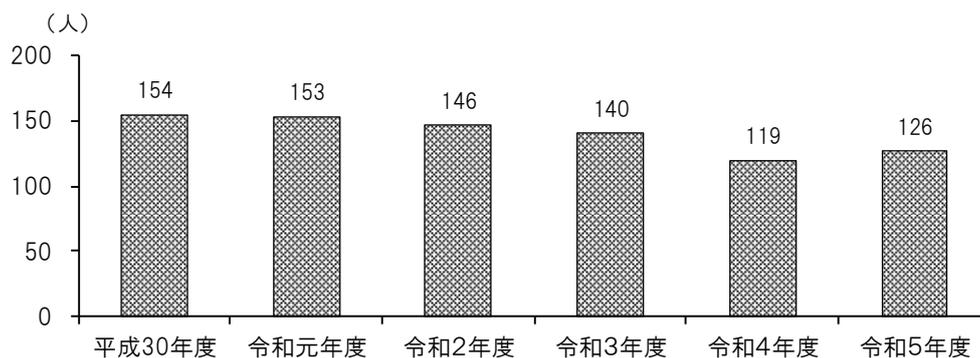
	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親家庭(合計)	152	128	118
母子世帯数	126(82.9%)	113(88.3%)	101(85.6%)
父子世帯数	26(17.1%)	15(11.7%)	17(14.4%)

資料：国勢調査

### (2) 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯数は減少傾向にありましたが、令和5年度は増加し126世帯となっています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】



資料：子育て支援課（各年度3月末日現在）

### (3) 児童虐待の状況

本市の児童虐待受理件数及び児童虐待対応件数は、近年、増加傾向にあります。

【児童虐待の状況】

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待受理件数	3	9	9	23	28	46
児童虐待対応件数	64	52	48	62	80	118

資料：子育て支援課（各年度3月末日現在）

## 【2】子育て支援施設等の利用状況

### 1 保育所・認定こども園の状況

#### (1) 保育所

令和6年度では、本市の保育所の定員は合計340人となっています。入所児童数は減少傾向にあり、令和6年度は179人、定員に対する充足率は全体で52.6%となっています。

#### 【保育所定員数】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見保育所	245	245	245	245	245
草間台保育所	25	25	25	25	25
新郷保育所	30	30	30	30	休園
本郷保育所	60	60	60	閉園	閉園
新砥保育所	40	40	40	40	休園
合計	400	400	400	340	340

#### 【保育所の入所児童数の推移】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見保育所	194	197	181	168	166
草間台保育所	19	18	16	13	13
新郷保育所	10	6	6	5	休園
本郷保育所	55	51	54	閉園	閉園
新砥保育所	13	10	7	3	休園
合計	291	282	264	189	179

#### 【保育所充足率の推移】

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見保育所	79.2	80.4	73.9	68.6	67.8
草間台保育所	76.0	72.0	64.0	52.0	52.0
新郷保育所	33.3	20.0	20.0	16.7	休園
本郷保育所	91.7	85.0	90.0	閉園	閉園
新砥保育所	32.5	25.0	17.5	7.5	休園
合計	72.8	70.5	66.0	55.6	52.6

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## (2) 認定こども園

令和6年度では、本市の認定こども園は8か所あり、定員は合計560人となっています。入所児童数は増減しながら推移しており、令和6年度は359人、充足率は全体で64.1%となっています。

### 【 認定こども園の定員数の推移 】

(単位：人)

		対象児童	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	40	40	40	40	40
	保育認定	3～5歳	90	90	90	90	90
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	6か月～5歳	55	55	55	55	55
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	3～5歳	45	45	45	45	45
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	1～5歳	45	45	45	45	45
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	6か月～5歳	45	45	45	45	45
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	1～5歳	45	45	45	45	45
哲多認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	—	15	15
	保育認定	6か月～5歳	—	—	—	45	45
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	6か月～5歳	45	45	45	45	45
教育認定の合計			130	130	130	145	145
保育認定の合計			370	370	370	415	415
合 計			500	500	500	560	560

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

【 認定こども園の入所児童数の推移 】

(単位：人)

		対象児童	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	18	14	10	10	15
	保育認定	3～5歳	67	54	46	44	38
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	6	5	7	3	2
	保育認定	6か月～5歳	72	70	63	71	73
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	9	6	3	0	1
	保育認定	3～5歳	45	40	39	41	42
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	1	1	1	1	0
	保育認定	1～5歳	34	28	26	25	23
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	8	5	4	2	3
	保育認定	6か月～5歳	49	43	48	49	42
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	2	3	4	4	4
	保育認定	1～5歳	22	23	20	22	26
哲多認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	—	1	1
	保育認定	6か月～5歳	—	—	—	48	43
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	4	1	3	1	2
	保育認定	6か月～5歳	45	46	50	43	44
教育認定の合計			48	35	32	22	28
保育認定の合計			334	304	292	343	331
合 計			382	339	324	365	359

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

本市の認定こども園の充足率は全体で64.1%ですが、保育認定については、全体的に充足率が高い園が多く、定員を大きく上回る園もみられます。

【 認定こども園の充足率の推移 】

(単位：%)

		対象児童	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	45.0	35.0	25.0	25.0	37.5
	保育認定	3～5歳	74.4	60.0	51.1	48.9	42.2
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	40.0	33.3	46.7	20.0	13.3
	保育認定	6か月～5歳	130.9	127.3	114.5	129.1	132.7
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	60.0	40.0	20.0	0.0	6.7
	保育認定	3～5歳	100.0	88.9	86.7	91.1	93.3
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	6.7	6.7	6.7	6.7	0.0
	保育認定	1～5歳	75.6	62.2	57.8	55.6	51.1
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	53.3	33.3	26.7	13.3	20.0
	保育認定	6か月～5歳	108.9	95.6	106.7	108.9	93.3
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	13.3	20.0	26.7	26.7	26.7
	保育認定	1～5歳	48.9	51.1	44.4	48.9	57.8
哲多認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	—	6.7	6.7
	保育認定	6か月～5歳	—	—	—	106.7	95.6
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	26.7	6.7	20.0	6.7	13.3
	保育認定	6か月～5歳	100.0	102.2	111.1	95.6	97.8
教育認定の合計			36.9	26.9	24.6	15.2	19.3
保育認定の合計			90.3	82.2	78.9	82.7	79.8
合 計			76.4	67.8	64.8	65.2	64.1

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## 2 私立保育園の状況

### (1) 私立保育園

本市の私立保育園は、令和6年度は4か所、定員は合計で140人となっています。入所児童数は緩やかな減少傾向にあり、令和6年度は45人、充足率は32.1%となっています。

#### 【 私立保育園の定員数 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
たんぼぼ保育園	42	40	40	40	40
にこにこ保育園	60	60	60	60	60
こどものいえ	10	10	10	10	10
さくらんぼ保育園	30	30	30	30	30
合 計	142	140	140	140	140

#### 【 私立保育園の入所児童数の推移 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
たんぼぼ保育園	29	35	34	28	23
にこにこ保育園	16	15	8	3	3
こどものいえ	2	5	3	3	2
さくらんぼ保育園	26	24	21	17	17
合 計	73	79	66	51	45

#### 【 私立保育園の充足率の推移 】

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
たんぼぼ保育園	69.0	87.5	85.0	70.0	57.5
にこにこ保育園	26.7	25.0	13.3	5.0	5.0
こどものいえ	20.0	50.0	30.0	30.0	20.0
さくらんぼ保育園	86.7	80.0	70.0	56.7	56.7
合 計	51.4	56.4	47.1	36.4	32.1

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

### 3 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、令和6年度は市内13か所で実施しています。登録者数は増加傾向にありましたが、令和6年度は減少しています。

#### 【放課後児童クラブの登録者数の状況】

(単位：人)

放課後児童クラブ名	学区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
のびのび児童クラブ	思誠小学校区	25	31	26	24	28
こどもリパブリック	思誠小学校区	19	21	17	16	17
スリーピース児童クラブ	思誠小学校区	—	—	22	30	32
もみのき児童クラブ	高尾小学校区	14	7	18	19	19
どんぐり児童クラブ	新見南小学校区	30	35	27	31	32
草間台児童クラブ	草間台小学校区	—	—	14	12	12
西方なかよしクラブ	西方小学校区	14	22	25	24	21
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校区	11	27	28	17	17
おおさ風の子児童クラブ	大佐支局管内小学校区	29	27	31	35	30
なかよし児童クラブ	神代小学校区	11	11	12	14	15
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内小学校区	20	31	32	33	30
きら☆きら児童クラブ	矢神小学校区	13	20	20	25	25
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校区	15	17	21	22	17
合 計		201	249	293	302	295

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

### 【3】地域子ども・子育て支援事業の利用状況

#### 1 利用者支援事業（子育て支援センター、子育て世代包括支援センター）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

（単位：か所）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター（基本型・特定型）の設置数	1	1	1	1	1
子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置数	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課

#### 2 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。令和5年度の利用人数は、前年度に比べ大きく増加しています。

（単位：人（月間））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（保護者数）	487	819	687	669	854

資料：子育て支援課

#### 3 妊婦健康診査

定期的に医療機関において胎児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。受診人数は近年、減少傾向にあります。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	204	177	163	157	143
延べ受診人数（受診回数）	1,484	1,378	1,251	1,246	941

資料：健康医療課

#### 4 乳児家庭全戸訪問事業

主に生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。令和5年度の訪問人数は、前年度に比べ減少しています。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	137	106	109	111	85

資料：健康医療課

## 5 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、保健師やヘルパーが訪問し、保護者の支援を行う事業です。令和5年度の訪問家庭数は、前年度に比べ増加しています。

(単位：家庭)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	50	27	31	29	56

資料：健康医療課

## 6 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。令和5年度の利用人数は、前年度に比べ大きく増加しています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	60	53	55	39	90

資料：子育て支援課

## 7 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

### ① 預かり保育：認定こども園

認定こども園（教育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。在園児や幼稚園の減少等により、利用人数は長期的には減少傾向にあります。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	588	222	326	136	141

資料：子育て支援課

### ② 一時保育：保育所、認定こども園

保育所及び認定こども園に在籍していない子どもについて保育を行う事業です。利用人数は減少傾向にありましたが、令和5年度は増加しています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	423	892	243	234	370

資料：子育て支援課

## 8 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園）

保育所及び認定こども園（保育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。利用人数は近年、減少傾向にあります。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	92	197	212	204	146

資料：子育て支援課

## 9 病児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。利用人数は近年、減少傾向にあります。

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	87	45	71	66	59

資料：子育て支援課

## 10 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。高学年の利用人数は増加傾向にありましたが、令和5年度は減少しています。

### ① 放課後児童クラブの利用人数

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年	205	195	219	217	222
高学年	81	72	81	100	93
合計	286	267	300	317	315

資料：学校教育課

### ② 放課後児童クラブのクラブ数

（単位：か所）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	11	11	13	13	13

資料：学校教育課

### ③ 放課後子ども教室との一体的な実施

（単位：か所）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所	—	2	0	0	0

資料：学校教育課

## 11 教育・保育の量の見込みと実績値

### (1) 教育・保育事業の必要利用定員総数

1号認定は見込量を下回る実績で推移していましたが、令和6年度は見込量と同程度となっています。2号認定は見込量を上回って推移していましたが、令和6年度ではその差は僅かとなっています。

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	74	402	31	190	65	358	29	198
実績値②	40	436	53	215	35	397	19	205
差(①-②)	34	-34	-22	-25	30	-39	10	-7

	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	65	352	28	179	29	361	16	171
実績値②	32	393	15	181	22	374	11	177
差(①-②)	33	-41	13	-2	7	-13	5	-6

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	27	341	15	166
実績値②	28	349	11	175
差(①-②)	-1	-8	4	-9

(2) 特定教育・保育施設の定員数の確保方策

1号認定は見込量を下回っていますが、2号及び3号認定は見込みどおりとなっています。

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	210	514	40	216	210	514	40	216
実績値②	200	514	40	216	210	514	40	216
差(①-②)	10	0	0	0	0	0	0	0

	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	155	499	45	211	155	499	45	211
実績値②	200	514	40	216	145	499	45	211
差(①-②)	-45	-15	5	-5	10	0	0	0

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	155	499	45	211
実績値②	145	499	45	211
差(①-②)	10	0	0	0

### (3) 地域型保育事業の定員数の確保方策

地域型保育事業の定員数は、見込量を上回って推移しています。

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	0	0	7	17	0	0	7	17
実績値②	0	0	12	22	0	0	12	22
差(①-②)	0	0	-5	-5	0	0	-5	-5

	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	0	0	7	17	0	0	7	17
実績値②	0	0	12	22	0	0	12	22
差(①-②)	0	0	-5	-5	0	0	-5	-5

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み①	0	0	7	17
実績値②	0	0	12	22
差(①-②)	0	0	-5	-5

## 第3章 本市における子育て支援の現状と課題

### 【1】第2期計画の主な取組の成果と今後の課題

第2期計画では「施策体系」における6つの基本目標と12の基本施策に沿って事業を実施しました。

実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画における取組内容を点検し、基本施策ごとに今後の課題を整理しました。

基本目標	基本施策
【基本目標1】 子育て家庭を支える基盤づくり	1 子育て支援の提供体制の整備 2 安心して子育てできる環境づくり 3 親子の交流とネットワークづくり
【基本目標2】 仕事と子育てを両立できる社会づくり	1 働きながら子育てできる環境づくり
【基本目標3】 健やかな成長を支える環境づくり	1 妊娠期からの切れ目のない支援 2 親子の健康づくり
【基本目標4】 生きる力を育む学びの場づくり	1 学ぶ力を伸ばす教育の充実 2 健全な育成環境づくり
【基本目標5】 安心して生活できる支援の充実	1 経済的支援の充実 2 配慮が必要な家庭や子どもへの支援
【基本目標6】 地域で子育てを支え合う環境づくり	1 地域全体で子育てを支える環境づくり 2 安全・安心な子どもの生活環境づくり

**基本施策1 子育て支援の提供体制の整備**

- (1) ニーズに応じた受け入れ体制の整備
- (2) 保育の質の確保
- (3) 新・放課後子ども総合プランの推進

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 保護者のニーズに応じて、哲多認定こども園の開園や延長保育、休日保育、預かり保育、0歳児（6か月）保育を実施しました。
- 新見市独自のカリキュラムの充実や新見公立大学（以下「大学」という。）、地域、行政が協働して運営する「にいみ子育てカレッジ」の専門研修への参加をはじめ、様々な研修の実施を通して、保育教諭等の資質の向上に努めました。また、子どもが郷土芸能や昔遊び等、様々な体験ができるよう、地域の多様な人材を講師として招きました。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施、放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の整備のほか、放課後子ども教室での学習活動や体験活動の推進を図り「新・放課後子ども総合プラン」を推進しました。

**【 今後の課題\* 】**

- 保護者のニーズや地域の意見、児童数の推移等に応じた、保育所等の環境づくりが必要です。
- 地域の特性を生かした体験活動の機会が減少しないよう、講師や担い手となる地域の人材の確保に努める必要があります。
- 放課後児童クラブの安定した運営に向けて支援するとともに、地域と協働した学習活動や体験活動の推進に努める必要があります。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

**基本施策2 安心して子育てできる環境づくり**

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 相談支援と情報提供の充実

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 全ての保育所や認定こども園において一時保育を実施し、3か所の保育園で病児・病後保育を実施するとともに、その運営を支援しました。また、ファミリー・サポート・センターの利用の促進や保育サポーターの確保に努めました。
- 「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーターを配置して、妊娠から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実に努めました。

- 「にいみ子育てガイドブック」の配布や市のホームページ等への掲載を通して、妊娠、出産、子育てに必要な情報を発信しました。

### 【 今後の課題 】

---

- 多様な保育サービスをはじめ、妊娠、出産、子育てに必要な情報について、SNSの活用等更なる広報、周知に努め、利用を促進する必要があります。また、ファミリー・サポート・センターにおいては、保育サポーターの確保に努める必要があります。
  - 母子保健機能と児童福祉部門の一体的な支援体制の構築に向けた「こども家庭センター」を設置します。
- 

### 基本施策3 親子の交流とネットワークづくり

- (1) 交流の場と仲間づくり
- (2) 子育て支援のネットワークづくり

### 【 これまでの主な取組内容 】

- SNS「にいみ子育てカレッジ」のFacebookやInstagram等を活用して、子育て情報を発信するとともに、子育て広場の充実、利用の促進に努めました。
- 大学が持つ専門性を生かし、幼児教育・保育の実践に取り組めるよう、子育て支援者を対象とした研修を行いました。
- 保護者同士の交流の場でもある幼児クラブ等の活動を子育て親子交流事業補助金で支援するとともに、活動等を周知し、参加を促進しました。
- 市内にある全ての保育所や認定こども園の園庭を開放するとともに、育児相談など、事業の充実に努めました。
- にいみ子育てカレッジ運営委員会において、主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等の関係機関と情報共有や連携を図り、きめ細かな子育て支援に取り組みました。

### 【 今後の課題 】

---

- 市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して情報を発信する必要があります。また、各子育て広場が連携し、子育て広場の充実と利用の促進を図る必要があります。
  - 「にいみ子育てカレッジ」を子育て支援の中核とし、子育て情報の集約や発信、ニーズに応じた支援者の育成等を進め、子育て支援体制を充実させる必要があります。
  - 子育て親子交流事業補助金を周知し、新たな活動団体の掘り起こしにつなぐ必要があります。
-

**基本施策1 働きながら子育てできる環境づくり**

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進
- (2) 多様な働き方への支援

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 育児休業等の制度の周知に努めました。また、育児休業の取得を支援するとともに、情報紙の発行やグッズの配布、講座の開催等を通して男女共同参画社会の実現に向けた周知、啓発を推進しました。
- 父親や祖父母の育児への参加に向け、子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」を年4回、日曜日の午前中にも開室しました。
- 男女が共に子育てしながら働ける多様な働き方や女性の職場復帰、再就職等について、商工会議所や商工会等を通して周知に努めたほか、啓発ポスターやちらしを活用した広報活動を実施しました。
- 県やハローワーク等の関係機関と連携し、若者の安定した就労や早期退職の防止に向けた啓発活動を進めるとともに、就職相談員を中心に若者労働者を対象とした就職支援を進めました。

**【 今後の課題 】**

- 男女共同参画社会の実現に向け、育児休業の支援、市の広報紙やホームページ等を活用した広報、啓発活動、講座やセミナーの継続的な開催が必要です。
- 父親や祖父母の育児参加の促進に向けて、参加しやすい子育て広場の開室等に取り組む必要があります。
- 多様な働き方や女性の職場復帰、再就職について、企業等への広報活動を通じた啓発に継続的に努める必要があります。
- 若者の安定した就労や早期離職の防止に向け、就職相談員の育成や啓発活動の推進が必要です。

**基本施策1 妊娠期からの切れ目のない支援**

- (1) 母子保健の充実
- (2) 小児医療体制の充実

**【これまでの主な取組内容】**

- 「にいみ子育てガイドブック」等の配布や主任児童委員と愛育委員の戸別訪問等を通して、育児に関する情報の提供や交流の場等の紹介を行いました。
- すこやか妊婦相談や伴走型相談支援事業を通じて、ハイリスク妊婦等、支援が必要な妊婦の妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援しました。
- 乳幼児健診で子どもの成長、発達を確認するとともに、未受診児に対しては、電話や訪問で受診を勧奨しました。また、乳児訪問時の説明や健診時の予防接種状況の確認を通して、予防接種を推進するとともに、未接種者に対しては、電話や個別通知等で接種を勧奨しました。
- 全ての出生児を対象にした乳児訪問を実施し、フォローが必要なケースについては、関係機関と連携した支援等を行いました。また、臨床心理士の巡回相談事業に保健師が同行して保育所や認定こども園等と今後の支援を検討し、関係機関と連携して保護者に対応しました。
- 不妊、不育治療を支援するとともに、ちらし等を活用して助成制度の周知を図りました。
- 国際貢献大学校メディカルクリニックで出産できる環境の維持に努めました。
- 「にいみ24時間安全安心相談ダイヤル」で医師や看護師、保健師などの相談スタッフが24時間年中無休で様々な相談に応じました。また、育児教室での講話やちらしを通して、事故防止や家庭でできる応急手当等を説明し、各家庭の看護力の向上に努めました。
- 子育て支援医療費助成制度を18歳まで拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

**【今後の課題】**

- 各種助成制度や相談等が必要な人に正しい情報が届くよう、SNSを活用した効果的な情報発信や広報に努める必要があります。
- 関係機関と連携し、支援が必要な人や子どもへの、切れ目のない支援を継続する必要があります。
- 乳幼児健診の受診率や予防接種率を向上させるための取組が必要です。
- 安心して妊娠・出産できる支援体制を構築する必要があります。
- 家庭看護力の向上に向け、育児教室や健診等を活用した啓発や情報の発信が必要です。

## 基本施策2 親子の健康づくり

- (1) 食育の推進
- (2) 歯科衛生の充実

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 育児教室や乳幼児健診を活用して、生活リズムの大切さや栄養バランスのとれた食事について啓発しました。また「学校給食基本方針」を策定し、食育に取り組むとともに、市内の全中学生を対象にした「食に関する意識調査」を実施し、調査結果をもとに食に関する指導を行いました。
- 市内の歯科医院で利用できる妊婦歯科健診無料券を配布し、健診の受診を勧奨するとともに、受診率を向上させ、むし歯予防に努めました。
- 乳幼児健診時に規則正しい生活の定着やむし歯予防について啓発するとともに、愛育委員や栄養委員のむし歯予防活動を実施しました。
- 歯科衛生士や保健所等と連携し、歯科保健体制の充実に努めました。

### 【 今後の課題 】

---

- 家庭、地域、学校、行政等関係団体と協働した食育の推進や児童・生徒の実態に応じた指導等、食に関する指導の充実に努める必要があります。
  - 妊婦へ妊婦歯科健診の受診を勧奨するとともに、受診率の向上、むし歯予防に努める必要があります。
  - むし歯罹患率が上昇しないよう、むし歯予防について啓発するとともに、歯科保健推進体制について、関係機関と連携、協議する必要があります。
-

**基本施策1 学ぶ力を伸ばす教育の充実**

## (1) 幼児教育の充実

## (2) 学校教育の充実

**【これまでの主な取組内容】**

- 全ての保育所、認定こども園にALT（外国語指導助手）を定期的に派遣し、就学前の英語教育を実施したほか、小学校に入学する児童に本を贈る「セカンドブック事業」、幼児に木のおもちゃを贈る「ウッドスタート誕生祝い品事業」等を実施しました。
- 地域の実情に合った保育所、認定こども園、小学校が一体となった教育・保育を推進するため、各園の計画等の見直し、各小学校と園の情報共有、研修への参加を実施しました。
- 全国学力・学習状況調査や岡山県学力・学習状況調査を活用した、個々の実態に合ったきめ細かな指導の実践やICT環境の整備を通じて、学力の向上を目指しました。
- コミュニティ・スクールを全ての小・中学校に設置し、学校自己評価や学校評議員制度等を通じて、各学校の教育目標、指導の重点等を公表し、家庭、地域に評価をしてもらうことで、指導の改善を図りました。
- 朝読書等の読書活動や体験的な道徳教育、地域の人材を活用した自然体験活動を通じて、豊かな心の育成を図りました。
- 総合的な学習の時間等を通して、自ら考え、行動する力を養うとともに、各教科の指導の充実を図り、主体的な学習態度の育成に取り組みました。
- 学校や家庭、地域が連携し、スポーツに親しむ機会を設けたほか、県の事業等を利用して体力の向上を図りました。また「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組みました。
- 教育相談員の充実を図るとともに、不登校や学校に行きたがらない子どもに対する支援の在り方等について協議し、学校との連携を強化しました。また、PTA総会等を利用して、いじめの定義を周知しました。
- 非行防止に向けて生徒指導の充実を図るとともに、警察や企業と連携し、携帯電話やスマートフォン等の使用についての教室や講演会等を開催しました。
- 情報モラルに関する授業の実践やPTAを対象とした情報モラル講演会の開催を通して、ネットいじめの防止に努めました。

## 【 今後の課題 】

---

- 一体的な教育・保育の推進のため、地域の実情に合った保育所、認定こども園、小学校の接続プログラムを活用するとともに、連携の強化を図る必要があります。
  - 課題として見つかった「学力の確かな定着」「授業改善」に向け、授業の質の向上や家庭学習の見直し、タブレット端末の効果的な活用の推進が必要です。
  - コミュニティ・スクールの充実を図るとともに、地域に根ざした学校づくりやコミュニティ・スクールの在り方について理解を深める必要があります。
  - 豊かな心や主体的な学習態度を育む教育や活動を推進するため、教育環境の充実を図る必要があります。
  - スポーツに親しむ習慣や「早寝・早起き・朝ごはん」等、子どもの健やかな身体の育成に向けた取組が必要です。
  - いじめや不登校等の未然防止に向け、教育相談の充実や関連機関との連携、心の教育の推進等が必要です。
  - 学校や地域、警察、PTA等関係機関と連携し、非行防止活動を強化する必要があります。
  - ネットの活用について、小学校から情報モラル教育で学ぶとともに、保護者を対象とした情報モラル講演会の開催が必要です。
- 

## 基本施策2 健全な育成環境づくり

- (1) 思春期の保健対策
- (2) 次代の親の育成

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 道徳や学級活動等で、発達段階に応じた性に関する正しい知識が習得できるよう指導しました。
- 警察や保健所等と連携し、薬物乱用・喫煙防止教室を全ての小・中学校で実施するとともに、リーフレット等を活用して、家庭への周知に努めました。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての小・中学校に配置しました。また、教室に入ることができない児童・生徒の居場所として「自立応援室」を中学校2校、小学校1校に開室したほか、小学校1校に登校支援員を配置しました。さらに、相談支援ファイル「ぎゅ〜っとノート」を所持している児童・生徒の保護者を対象に「思春期発達サポート講座」を開催しました。
- 道徳や学級活動の時間で、男女が協力して家庭を築くことの大切さ等について指導しました。
- 中学生が乳幼児やその保護者とふれあう「思春期ふれあい体験事業」を実施しました。
- 結婚推進協議会の結婚相談事業・婚活イベント、オンラインを使った事業を支援しました。

## 【 今後の課題 】

---

- 性に関する正しい知識や喫煙、飲酒、薬物の健康への影響についての正しい知識の普及、啓発、保護者や地域への周知に引き続き努める必要があります。
  - 心の問題の相談支援体制の充実に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や関係機関とのつながりの強化、ICT（情報通信技術）の活用が必要です。
  - 子育ての楽しさや大変さを学べる「思春期ふれあい体験事業」の継続的な開催が必要です。
  - 結婚推進協議会を中心とした各種活動を支援するとともに、より効果的な事業や方法について検討する必要があります。
-

**基本施策1 経済的支援の充実****(1) 経済的支援の充実****【 これまでの主な取組内容 】**

- 子育て支援金をはじめ、各種手当を支給して子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、広く情報を提供しました。

**【 今後の課題 】**

- SNS等を活用したプッシュ型広報等、より効果的な広報による周知に努める必要があります。

**基本施策2 配慮が必要な家庭や子どもへの支援**

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 児童虐待防止対策
- (4) 子どもの貧困対策

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 母子・父子自立支援員が相談を受けるとともに、ひとり親家庭、離婚を検討している人に制度の説明や周知を行い、支援につながりやすい環境を整えました。
- 専門機関と連携し、各種健診や相談の場を通じて、支援が必要な子どもの早期発見と早期療育支援体制の強化を図りました。
- 保育施設と療育施設が連携して情報を共有し、一人一人の特性に応じた援助を行うとともに、就学を見据えて、巡回相談や特別支援センター、療育施設等と連携して支援の在り方を検討しました。
- 小・中学校の通常学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒に支援員を配置するとともに、教員に研修への参加を積極的に推進し、資質の向上を図りました。また、保護者が発達障がいと診断された子どもとの関わり方等を学ぶ要観察教室やペアレント・トレーニング\*を実施しました。
- 障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）をはじめとする関係機関と連携し、障がい児に対する切れ目のない支援に努めました。また、医療的ケア児等支援推進会議を設置しました。
- 児童虐待防止推進月間を中心に街頭キャンペーンを展開し、児童虐待防止に向けた啓発を推進するとともに、支援者の資質の向上を図るために研修会を開催しました。

\* 障がいのある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように、親に対して専門家が行う支援のこと。

- 関係機関が連携して、ケース会議の開催や家庭訪問等を行い、支援の必要な家庭や困難を抱える子育て世帯を支援しました。また、養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問や子育て支援ヘルパーの訪問を実施しました。
- 児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会代表者会議等で関係機関が連携し、虐待の防止や早期発見に努めるとともに、見守りが必要な児童の情報提供を保育所や認定こども園、学校に依頼し、支援に取り組みました。
- 経済的に困難な状況にある家庭や子どもに気付き、早期に対応できるよう、関係機関が連携して支援に取り組みました。また、学習環境や教育の機会の均等を確保できるよう支援するとともに、保護者の安定的な就労に向けて支援しました。

## 【 今後の課題 】

---

- ひとり親家庭を対象とした各種手当や制度の更なる周知に努める必要があります。
  - 各園や療育施設等の関係機関が連携した、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。
  - インクルーシブ教育推進のため、小・中学校の巡回指導や就学相談体制を強化する必要があります。
  - 相談や交流、学びの場の充実等、発達障がいのある子どもを持つ保護者への支援が必要です。医療的ケア児については、関係機関や医師会等と連携を強化し、支援体制づくりを進める必要があります。
  - 増加する面前DVをはじめとする児童虐待の防止に向け、更なる啓発活動が必要です。
  - 支援が必要な家庭や子育てに困難を抱える子育て世帯、要保護児童等を支援するため、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携して、相談支援体制の充実に努める必要があります。
  - 経済的な困難を抱える子どもや家庭の早期発見に向け、地域での見守りや声掛けを行うとともに、関係機関と連携して切れ目のない支援体制を整備する必要があります。
  - 就学援助制度について、制度の更なる周知に努める必要があります。
-

**基本施策1 地域全体で子育てを支える環境づくり**

- (1) 子育ての力を高める家庭教育の充実
- (2) 地域との交流活動の促進

**【 これまでの主な取組内容 】**

- にいみ子育てカレッジ運営委員会において、主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等と情報共有や連携を図り、地域の身近な相談相手として、それぞれの活動に対して積極的に支援を行いました。
- 各園の参観日等で保護者向けの出張子育て応援講座等、学校では子育てに関する講演会やワークショップ等を開催し、学習機会の充実に努めました。
- 乳幼児健診時、保育所や認定こども園、学校で生活リズムを定着させることの大切さや「早寝・早起き・朝ごはん」、メディアの適切な使用、健康教育について考える機会の充実を図るとともに、図書館でポスターを活用して啓発しました。また学校では、郷土料理等の食文化を理解するなどの食育にも努めました。
- 「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上に向け、地域の団体や警察、行政等が連携し、市内全域であいさつ運動を展開するとともに、各学校で登下校の見守りをする「見守り隊」活動を実施しました。
- 全ての小・中学校で、新見市の豊富な地域資源や人材を活用したふるさと学習や地域学習（ふるさとキャリア教育学習）を実施しました。
- 地域の大人が講師となり、地域の子どもに知識や技能を教えるなど、世代間交流事業を各公民館で実施しました。また、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援しました。
- 総合型地域スポーツクラブ「総合スポーツクラブ新見」と連携し、スポーツの振興や市民の健康増進に取り組みました。

## 【 今後の課題 】

---

- 子育てについて学習する機会を通して、親子の関わり大切さを伝える必要があります。
  - 朝食の欠食や栄養バランスのとれた食事の知識が不十分等の課題の解決に向け、生活リズムの定着の大切さ、栄養バランスのとれた食事、郷土料理等の食文化等、子どもの成長や発達に合わせた食育に継続的に努める必要があります。
  - 「地域の子どもは地域で育てる」意識の促進に向け、啓発活動を推進するとともに、地域住民や保護者が積極的に参加する学校づくりを進める必要があります。
  - ふるさとキャリア教育の内容について、小・中一貫したカリキュラムの作成を進める必要があります。
  - 多様な交流事業や子ども会、スポーツ少年団活動への積極的な参加を促進するよう、更なる周知や啓発、支援が必要です。
  - 「総合スポーツクラブ新見」と連携し、会員確保に向けて地域への広報、啓発に努める必要があります。
- 

## 基本施策2 安全・安心な子どもの生活環境づくり

- (1) 子どもが伸び伸びと遊べる場・体験の充実
- (2) 安全な子どもの生活環境の確保

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 各種公園の遊具点検を定期的に行い、適切な維持、管理に努めるとともに、新見高校生と連携して、魅力的な公園づくりに取り組みました。
- 各地域の活動の紹介や広報紙の発行、ふれあいと交流の活動を推進していた「にいみ子どもセンター協議会」の活動を支援しました。（令和3年度に同会は解散）
- 保育所、認定こども園、小・中学校で交通安全教育を実施しました。また、通学路安全マップの作成等を通じて、交通安全意識の高揚を図りました。
- 新見市地域ぐるみの学校安全推進委員や各学校の見守り隊、学校職員等が連携し、小学1年生に配布した防犯ベルや児童・生徒へ各団体から寄贈された防犯グッズを活用し、地域に根ざした交通安全や防犯に取り組みました。
- 危険箇所の点検をはじめ、保育所、認定こども園、学校等の施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を促進しました。
- 警察と連携して、事件や事故の情報提供を行うとともに、各学校で実態に合った防犯教室や防犯訓練を実施し、迅速な対応を行えるよう連携を図りました。
- 各学校を通じて「子ども 110 番の家」の依頼を行い、児童・生徒の安全の確保を図りました。

- 乳児訪問や乳幼児健診等の場でパンフレットを活用して、誤飲や溺水等、家庭での事故予防の知識の普及に努めました。要支援家庭については、必要に応じて訪問して説明しました。

#### 【 今後の課題 】

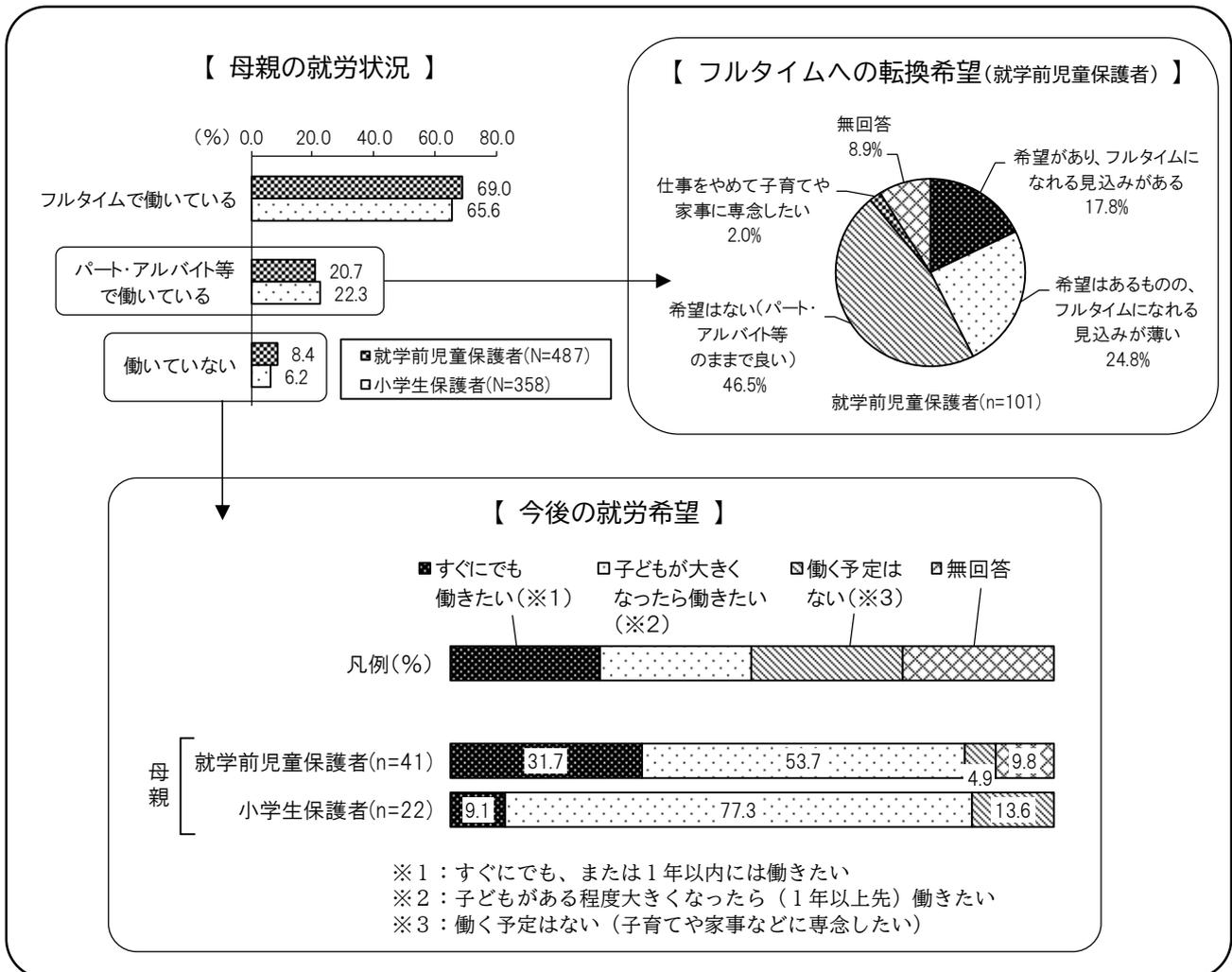
---

- 子どもが安心して遊べるよう、公園の定期的な遊具の点検や補修が必要です。
  - 交通安全について、参観日等に親子一緒に交通教室を開くなど、保護者への意識付けが必要です。
  - 子どもを交通事故や犯罪から守れるよう、関係機関や地域との連携を強化するとともに、学校や地域の実態に合った安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルに改善する必要があります。
  - 保育所等の防犯カメラの老朽化等に、計画的に対応する必要があります。
  - 家庭での事故防止に向け、様々な機会を活用して、継続的に対策の普及、啓発に取り組む必要があります。
-

## 【2】アンケート調査結果の概要

### 1 保護者の就労状況について

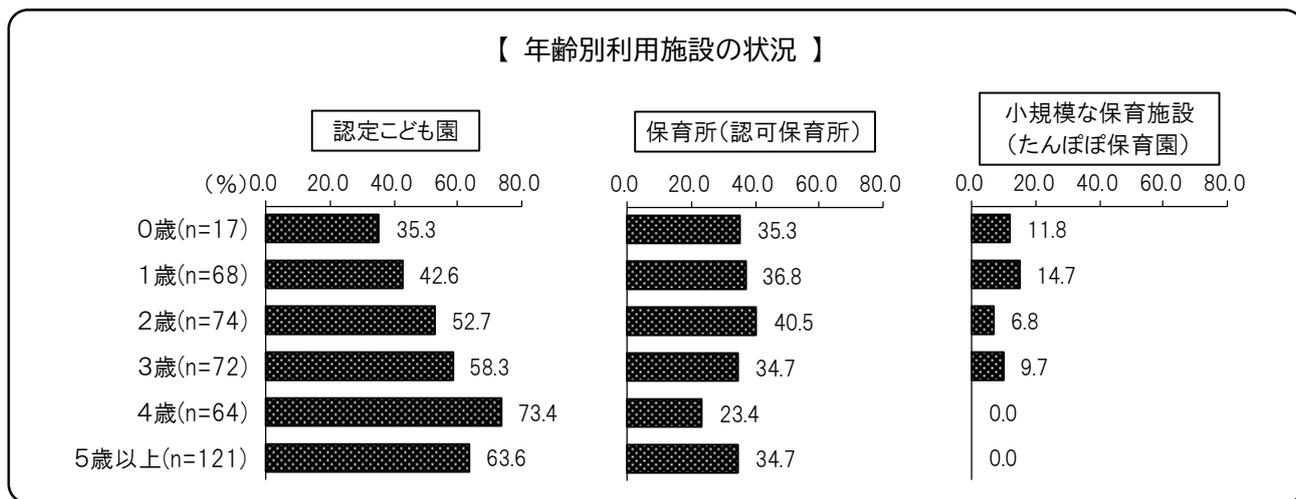
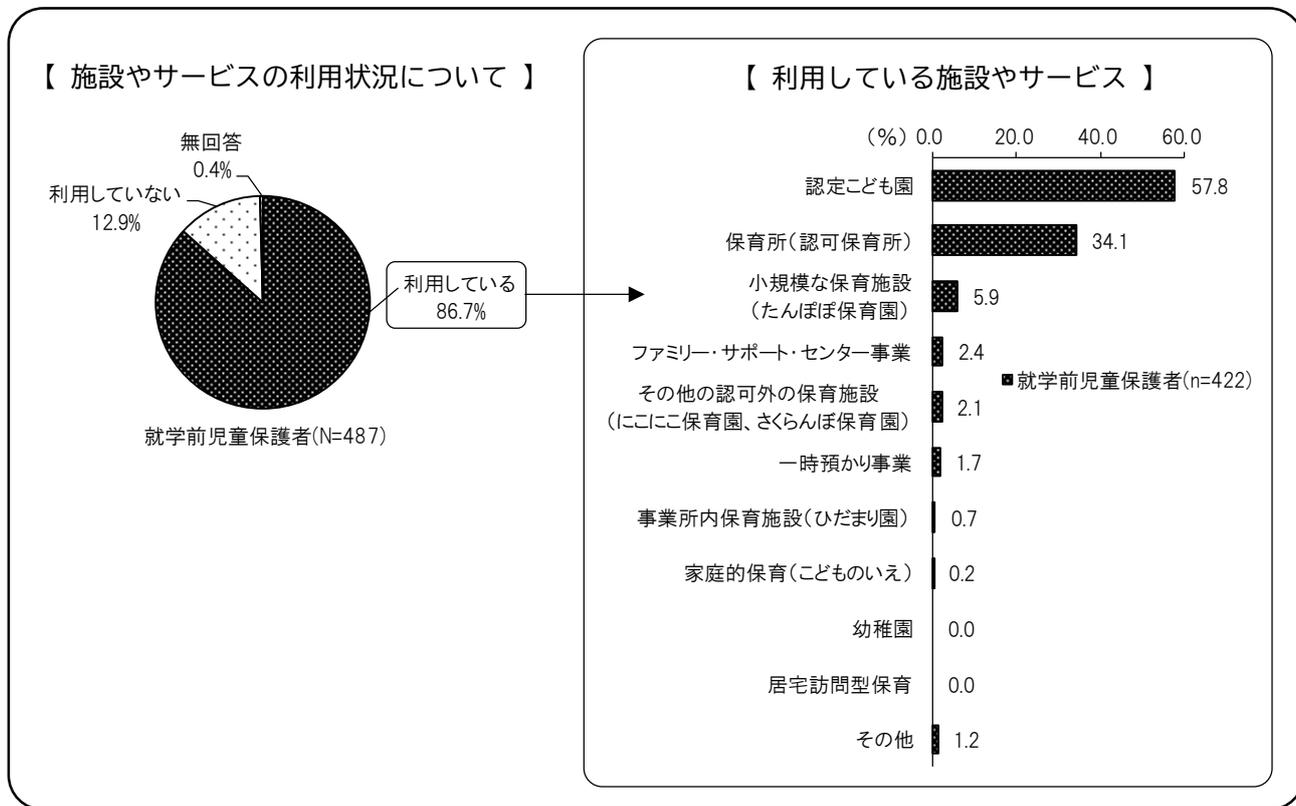
- 就学前児童、小学生共に母親の7割近くが現在フルタイムで就労しており、2割程度がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の約4割が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。フルタイムとパートタイムを合計すると、就学前児童の母親の約9割が現在就労しており、また、現在働いていない母親の3割が早期の就労を希望しています。



## 2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

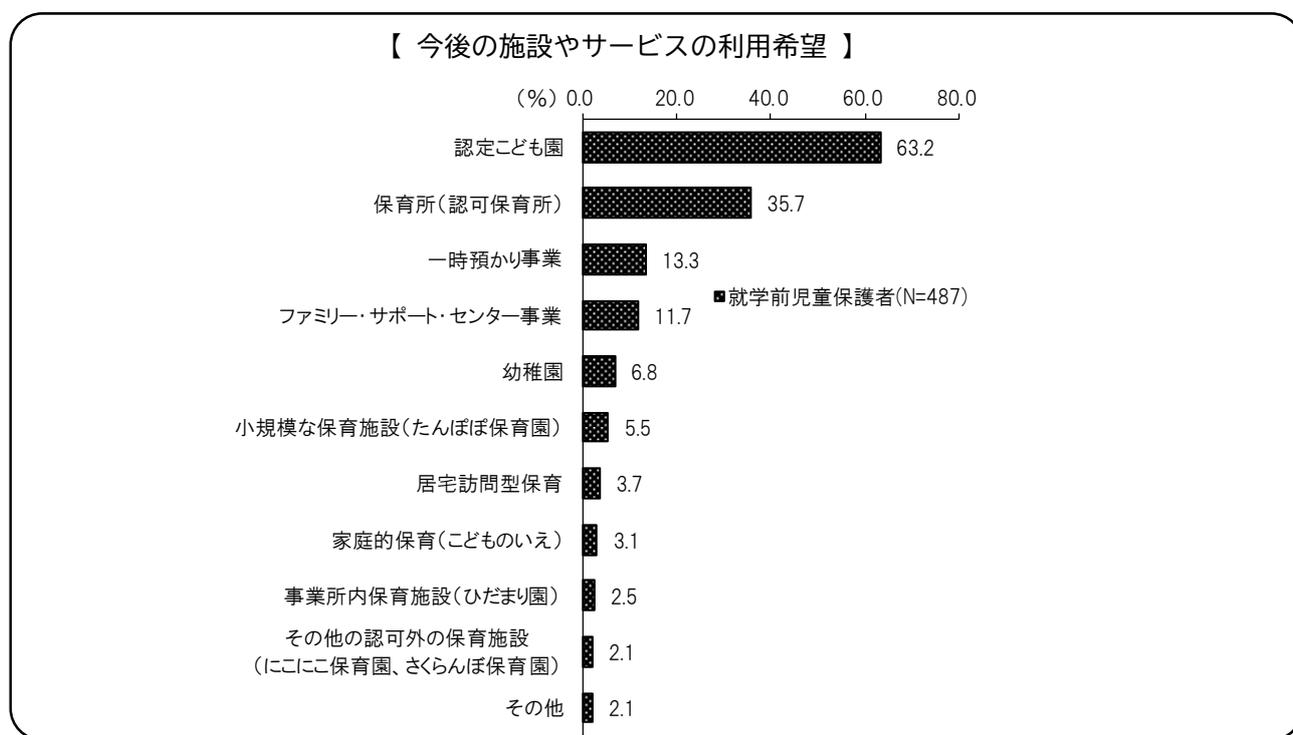
### (1) 利用状況

- 9割近くの子どもが認定こども園をはじめ保育所などの施設やサービスを利用しています。特に認定こども園は3歳以上の6割以上が利用しており、そのうち4歳では7割以上と最も高くなっています。

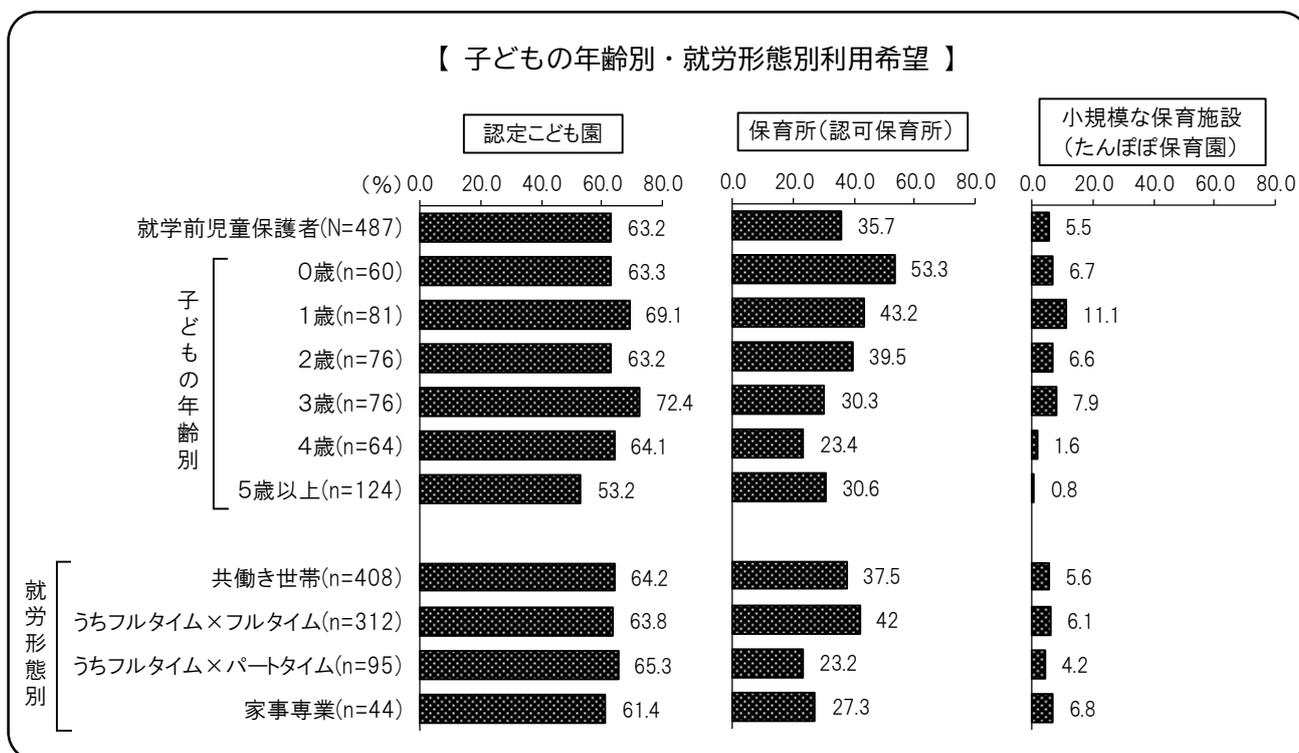


## (2) 今後の利用希望

- 施設やサービスの平日の利用希望については「認定こども園」が6割以上と最もニーズが高く、次いで「保育所（認可保育所）」「一時預かり事業」などの順となっています。



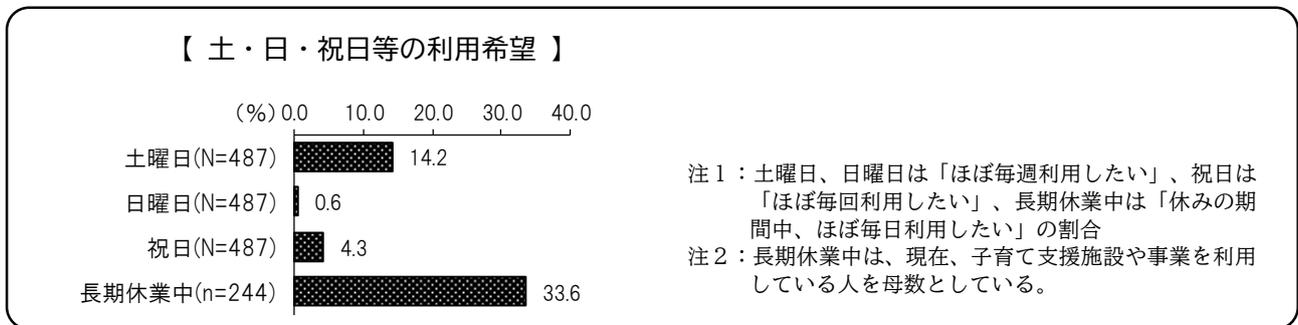
- 「認定こども園」は、おおむねどの年齢層も6割以上のニーズがあり「保育所（認可保育所）」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。



### 3 各種教育・保育サービスのニーズについて

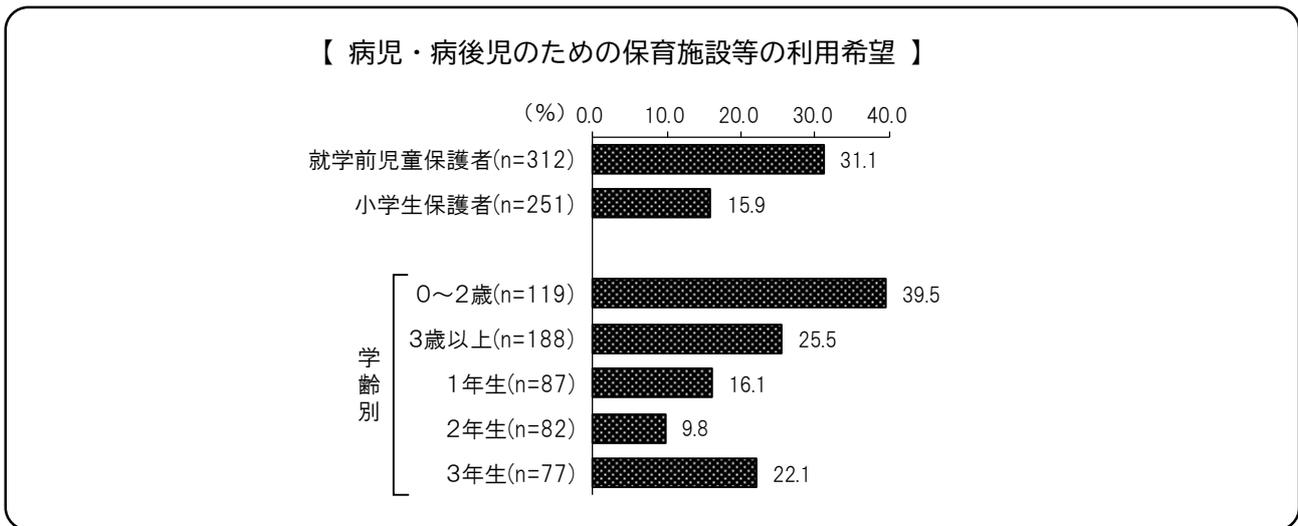
#### (1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の毎週利用希望者は 14.2%ですが、日曜日については 0.6%と少ない状況です。また、夏休み等の長期休業中については、現在教育・保育施設を利用している人の 3 割以上が利用を希望しています。



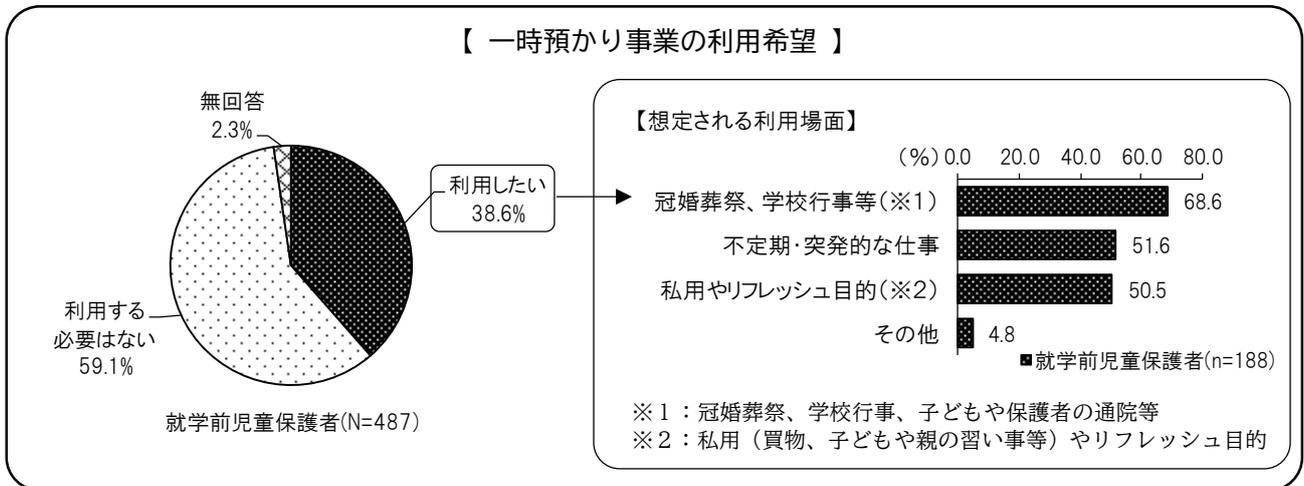
#### (2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で約 3 割、小学生で 1 割台となっており、特に 0～2 歳でニーズの高さが目立っています。

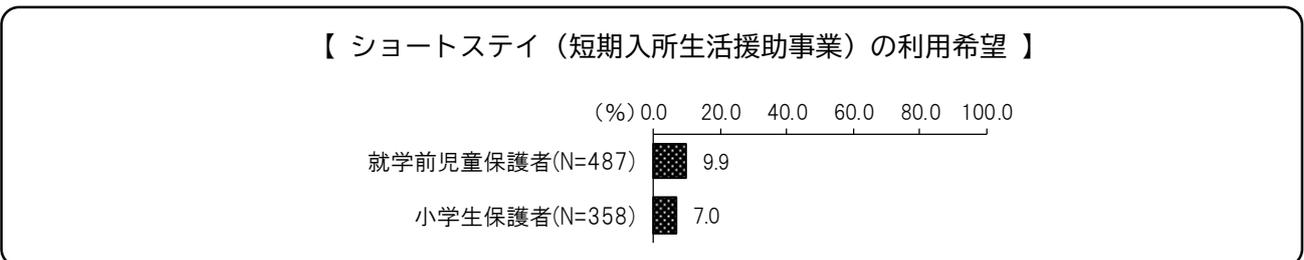


### (3) 一時預かり事業等の利用希望

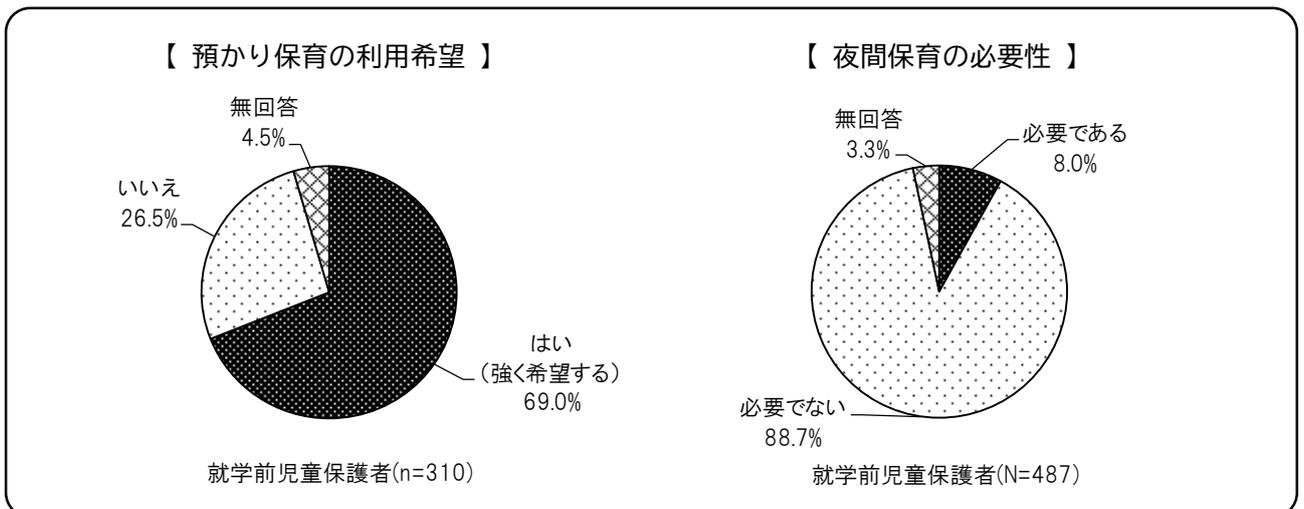
- 一時預かり事業については、4割近いニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。



- 短期入所生活援助事業については、就学前児童で9.9%、小学生で7.0%と、いずれもニーズは1割未満となっています。



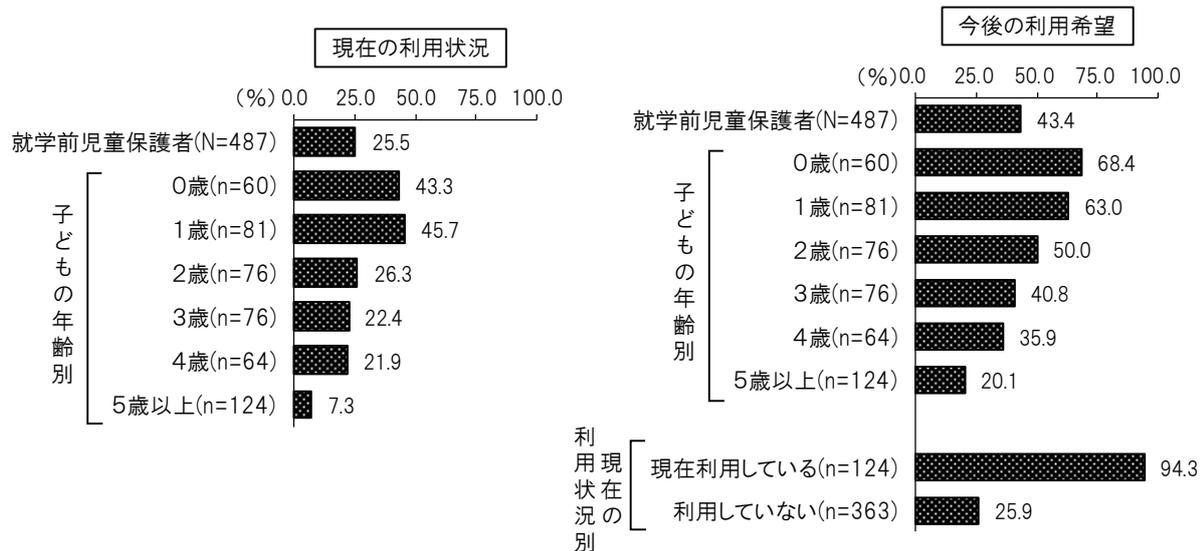
- 認定こども園の短時間保育や幼稚園の預かり保育については、約7割が利用を希望しています。一方、夜間保育については、現状1割未満のニーズとなっています。



#### (4) 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業（「子育て広場」や「にこたん」）を現在利用している人は0歳～1歳児に多く、今後の利用希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の9割以上が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

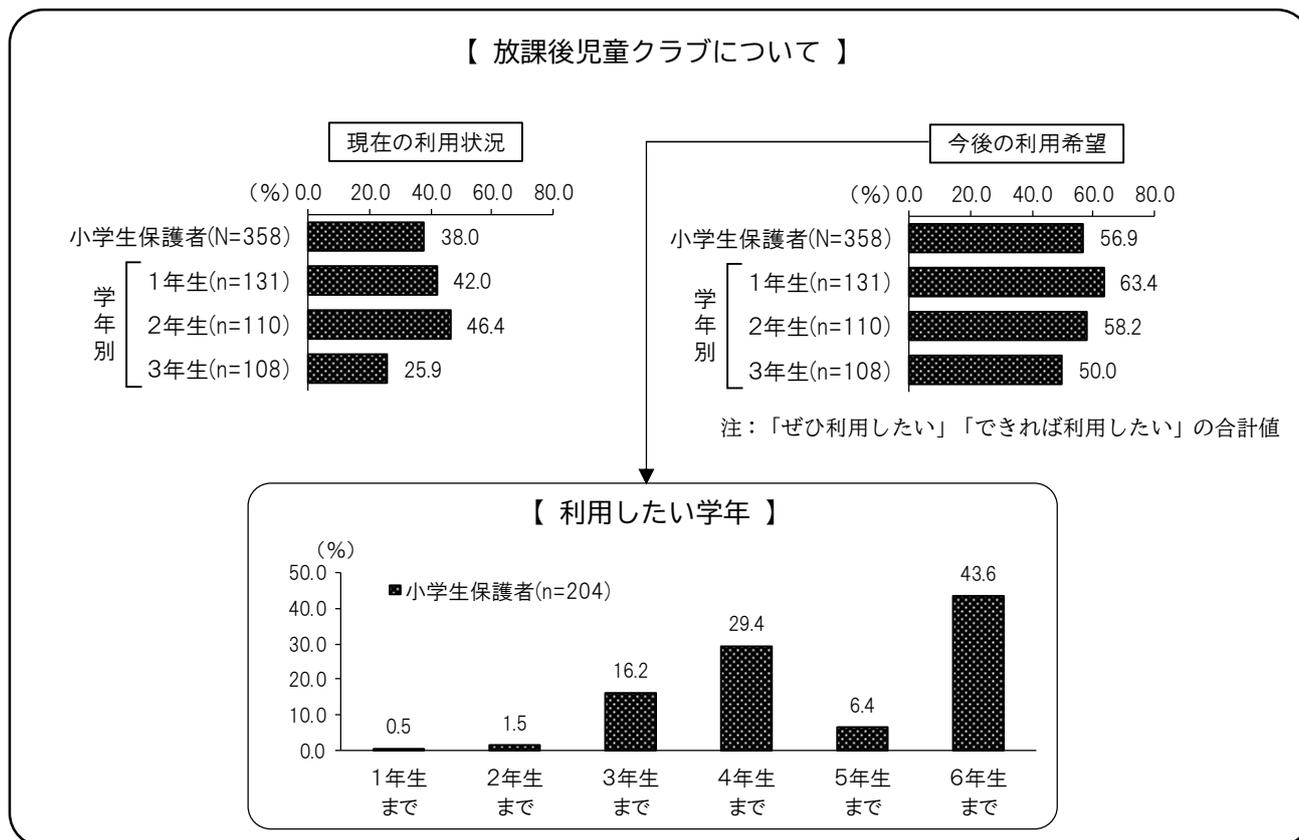
【 地域子育て支援拠点事業（「子育て広場」や「にこたん」）について 】



注：「今後利用したい」「今後利用日数を増やしたい」の合計値

#### 4 放課後児童クラブのニーズについて

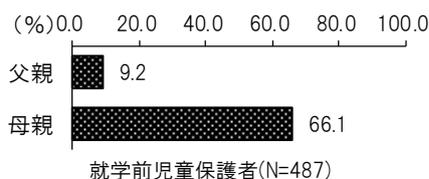
- 放課後児童クラブの利用者は、1～3年生で約4割（38.0%）であり、特に1～2年生の利用者が多く3年生になると減少します。
- 今後の利用希望については、6割近く（56.9%）と現在の利用を大きく上回っており、高いニーズがうかがえます。また、利用したい学年は6年生までが最も多いことが特徴です。



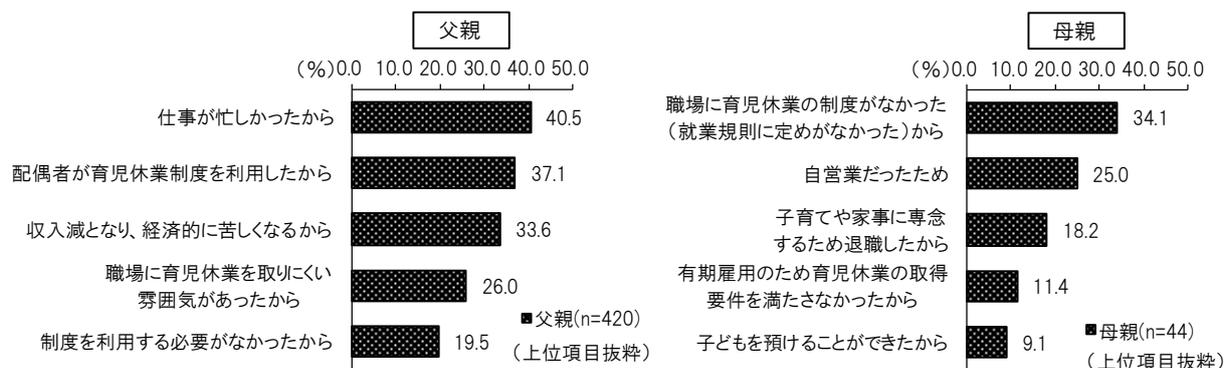
## 5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得率は7割近く(66.1%)ありますが、父親は9.2%と低い状況です。父親が育児休業を利用しなかった理由は「仕事が忙しかったから」「配偶者が育児休業制度を利用したから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」の順で、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



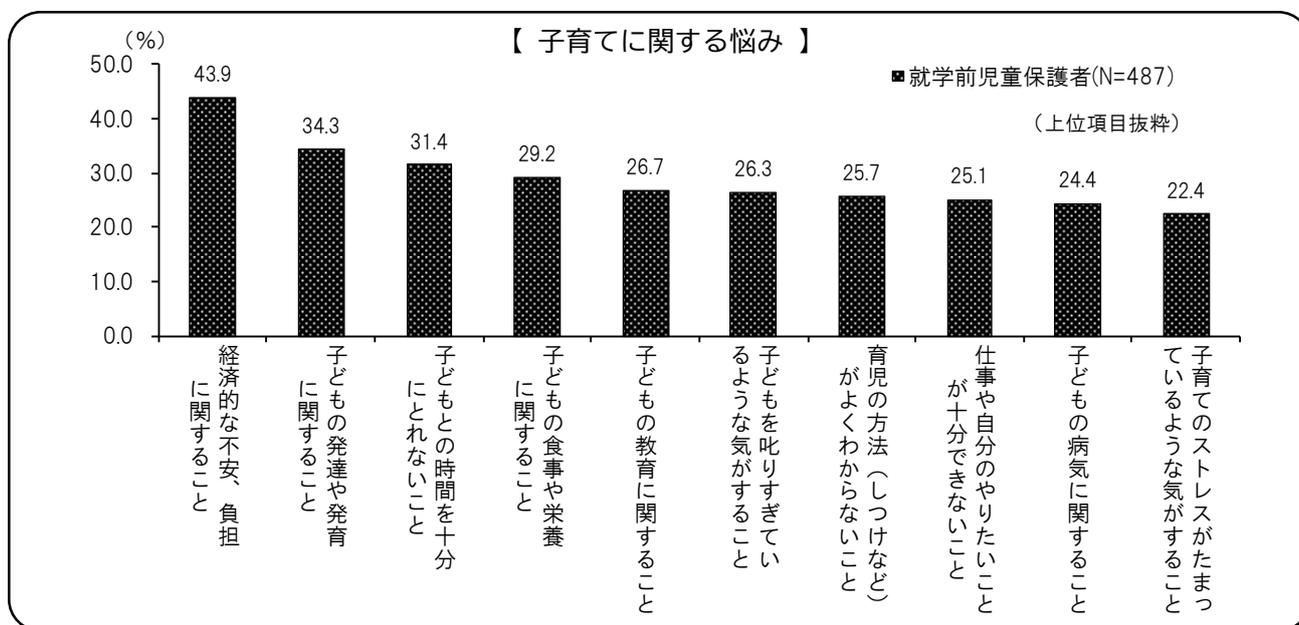
【 育児休業を取得しなかった理由 】



## 6 子育て支援施策について

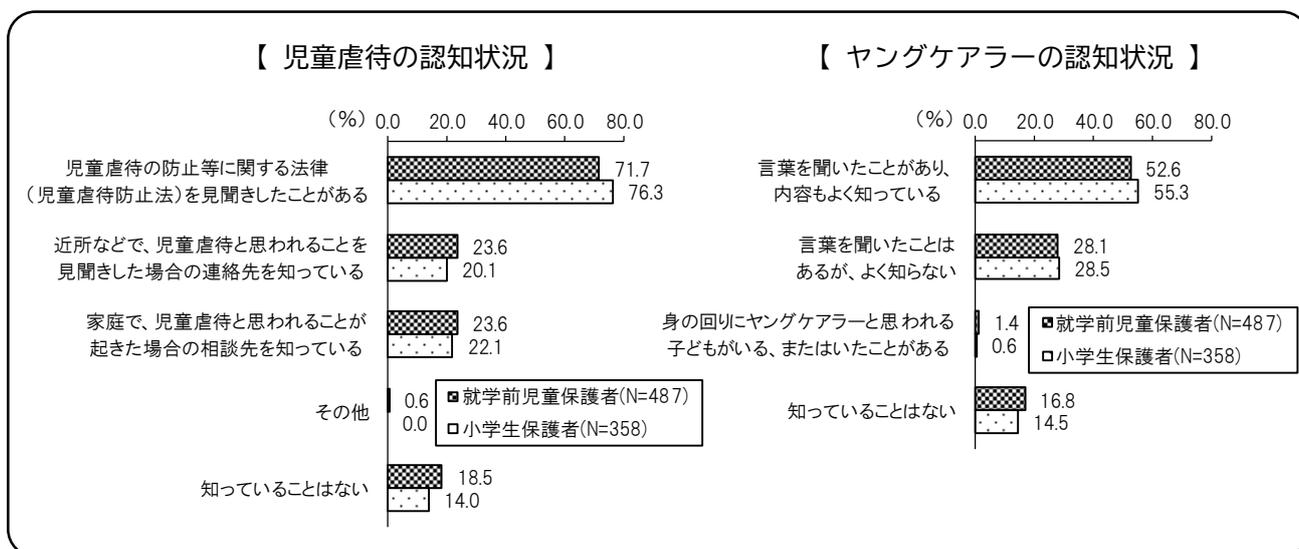
### (1) 子育てに関する悩みなどについて

就学前児童保護者では、経済的な不安をはじめ、子どもの発達や発育、子どもとの時間を十分にとれないことなどが、悩みとして上位に回答されています。また、およそ4人に1人が、子どもを叱りすぎているような気がする」と回答しています。



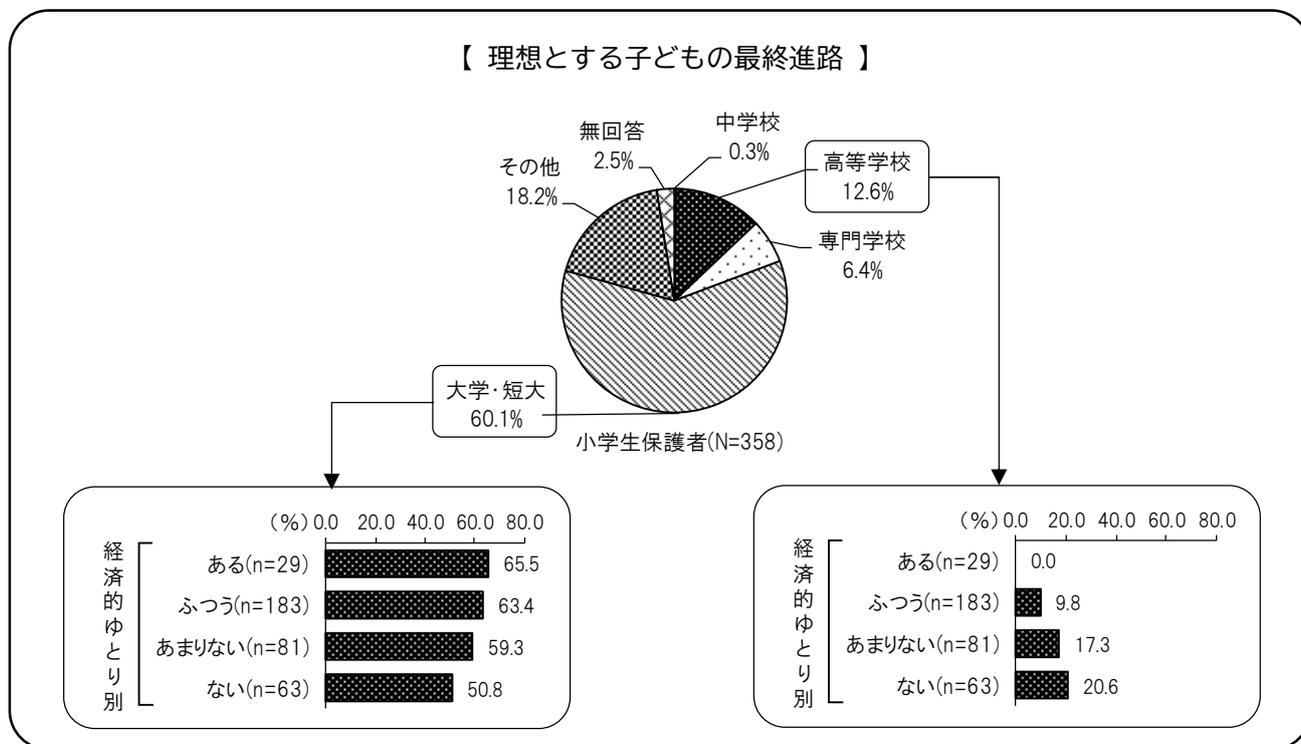
「児童虐待防止法」については、就学前児童、小学生保護者共に7割以上の認知率となっていますが、連絡先や相談先の認知はいずれも2割台となっています。

「ヤングケアラー」の内容をよく知っている人は過半数を占め、言葉のみの認知者を合わせると、就学前児童、小学生保護者共に8割以上の認知率となっています。また、身の回りにヤングケアラーと思われる子どもがいると回答した人は、就学前児童保護者で1.4%となっています。



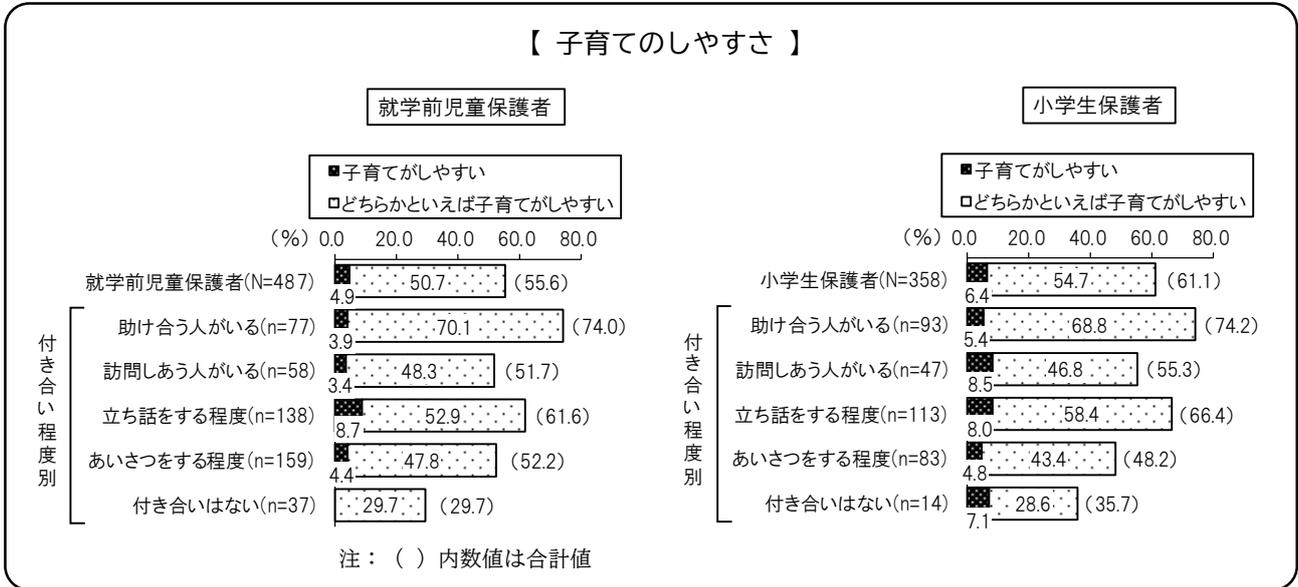
## (2) 子どもの進学について

理想とする子どもの最終進路については「大学・短大」が6割（60.1%）と突出していますが、経済的なゆとり別でみると、ゆとりがある層ほど「大学・短大」を希望する人が多く、一方で、ゆとりがない層では「高等学校」の割合が多い傾向にあります。

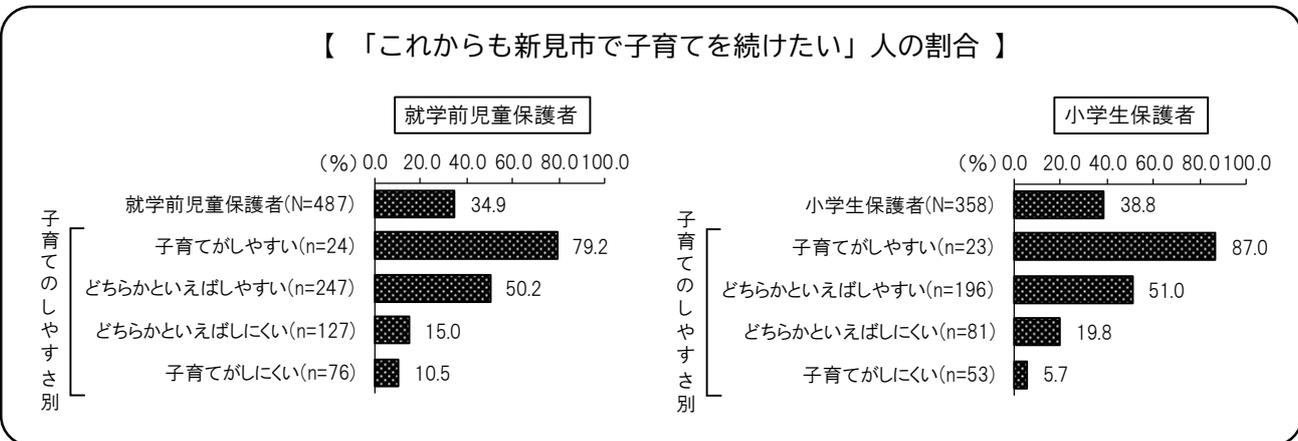


### (3) 子育てのしやすさについて

新見市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童保護者で過半数（55.6%）、小学生保護者で約6割（61.1%）となっており、特に近所付き合いが親密な人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。

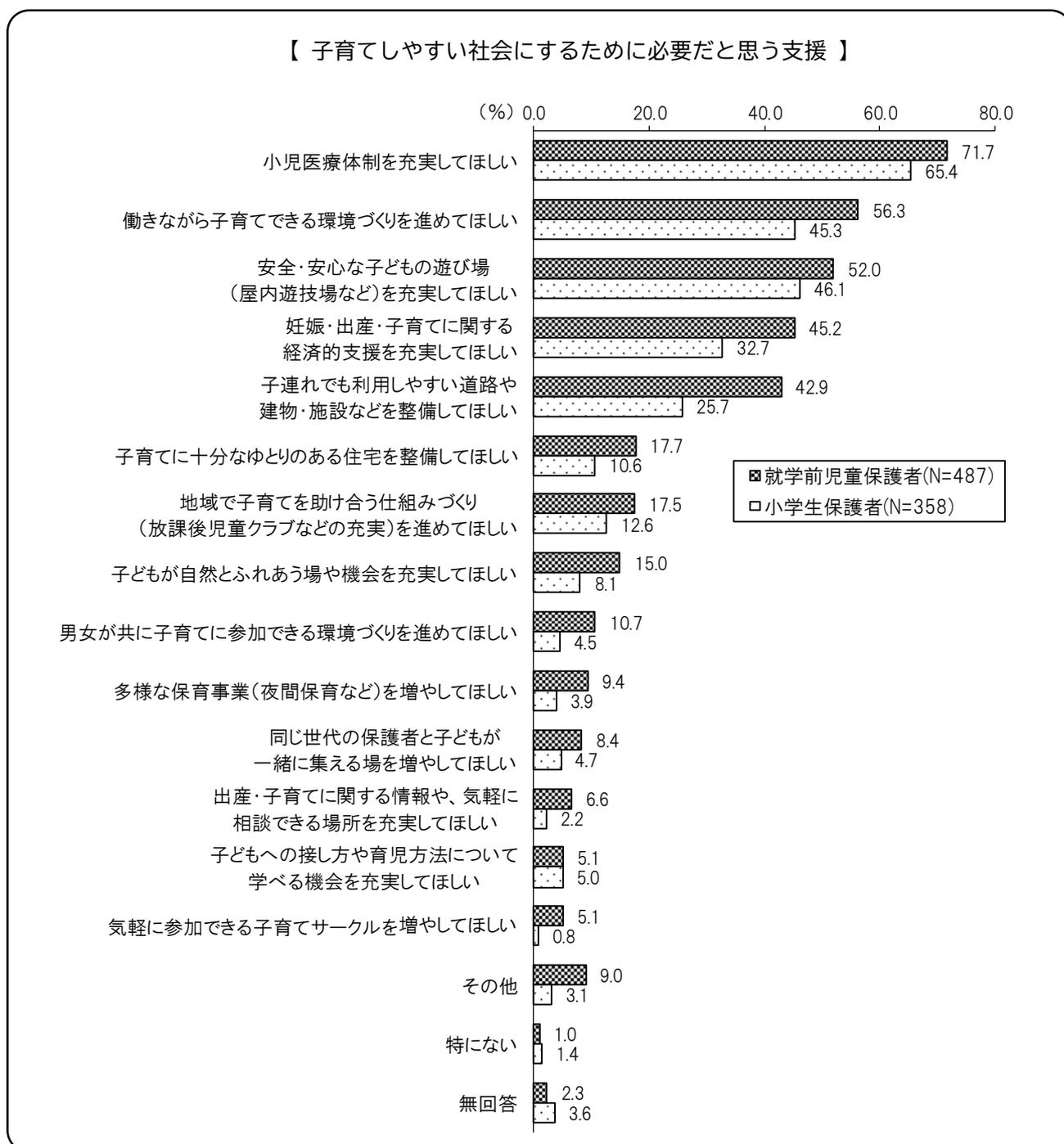


これからも新見市で子育てを続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に3割台となっており、新見市が子育てしやすいまちだと感じる人ほど子育てを続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。



#### (4) 子育てしやすい社会にするために必要だと思う支援

子育てしやすい社会にするために必要だと思う支援については、就学前児童、小学生保護者共に、小児医療体制の充実をはじめ、働きながら子育てできる環境づくりや安全・安心な子どもの遊び場の確保などが求められています。



### 【3】本市の課題

---

公的資料等統計データの分析や第2期計画の取組内容、アンケート調査結果から読み取れる、子ども・子育て支援に関する本市の課題を整理しました。

#### 1 子育て支援の提供基盤の整備

- アンケート調査結果では、子どもの成長に伴い就労する母親も増える傾向にあり、就労へのニーズも高い状況です。子育て家庭の保育ニーズに応じた適切な教育・保育事業の受け入れ体制の整備とともに、多様な教育・保育事業の展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。特に低年齢児からの保育ニーズを踏まえた、適切な供給量の検討をはじめ、就学までの一貫した教育・保育事業の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。
- アンケート調査結果では、現在、就労していない小学生の保護者が「今後働きたい」と考える割合は8割近くを占め、放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定されます。クラブの安定的な運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、多様な運営の在り方を検討する必要があります。

#### 2 仕事と家庭生活との調和の推進

- 国勢調査からみる、本市における女性の就業率は上昇傾向にあります。そのような中、アンケート調査結果では、母親の育児休業の取得率は7割近くを占めていますが、父親の取得率は1割未満と、依然として低い状況です。その理由をみると「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」と回答した父親は4人に1人の割合となっています。子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るため、多様な働き方の検討や性別にかかわらず家事や子育てに参画することの促進及び啓発活動の充実が必要です。

#### 3 安心して生み育てることができる妊娠期からの支援

- 本市では乳幼児健康診査や乳児訪問をはじめ、子どもの成長段階に応じた生活習慣についての相談や食育などを推進してきました。今後も、健診後の適切なフォローの充実をはじめ、育児不安を解消するための施策の充実が必要です。
- 子育て支援情報の提供、小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境の整備を踏まえ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要です。特にこども家庭センター等における相談支援や情報提供の充実など、支援機能の強化が必要であるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

#### 4 学ぶ力を高め、健全な育成を支援する環境づくり

- 子どもの心豊かな成長を育むため、幼児期からの教育の充実をはじめ、学校においては、児童・生徒一人一人の能力を伸ばし、個性を発揮できる学びの環境づくりが必要です。また、コミュニティ・スクールの推進など、地域と一体となって子どもを育む、地域に根ざした学校づくりを推進する必要があります。
- 思春期における保健教育を充実し、心身の変化や保健、健康に関する正しい知識の普及を図り、健全な生活を送ることができる指導の充実が必要です。

#### 5 配慮が必要な子どもへの継続的な支援の充実

- 経済的に困難な状態にある家庭やその子どもへの支援を図るため、保育所や認定こども園、学校など、関係機関が連携し、適切な支援が行き届くよう、多様な支援体制づくりが必要です。
- ひとり親家庭が抱える悩みや困りごと、障がいのある子どもへの適切な福祉サービスの提供、児童虐待のような複雑なケースへの対応など、家庭の事情に応じた相談への対応とともに、配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援が必要です。

#### 6 地域で子育てを見守る体制づくり

- アンケート調査結果では、子育てのしやすさや本市で子育てを続けたいと考える人は、近所付き合いの深さなどとも大きな相関がうかがえます。子育て力を高める家庭教育の推進が必要であるとともに、地域で子育て支援の活動を促進し、地域住民と保護者、関係団体が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。
- アンケート調査結果では、子育てしやすい社会にするために必要だと思える支援として、就学前児童の保護者の半数以上が「安全・安心な子どもの遊び場の充実」を求めています。「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。子どもが安全に活動できる公園の整備をはじめ、子どもを交通事故から守るための取組、子どもが犯罪等に巻き込まれないための防犯対策や防災対策の推進など、子どもの生活環境づくりや子どもを見守る体制づくりが必要です。

## 第4章 計画の考え方

### 【1】基本理念と基本目標

#### 1 基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち」と定め、本市で暮らす全ての子どもが幸せに、そして健やかに成長できるよう、地域社会全体で子育てを支える環境づくりに向けて、これまで様々な施策を推進してきました。

第2期計画の点検、評価結果やこの度のアンケート調査結果では、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が確認できました。このような多様な課題に適切に対応し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、本計画においては、第2期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援の充実を図ります。

#### ● 本計画の基本理念 ●

### 家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち

#### 2 基本目標

「第2期計画」において位置付けた、子ども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図るとともに、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、改めて次の6つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

基本目標1	子育て家庭を支える基盤づくり
基本目標2	仕事と子育てを両立できる社会づくり
基本目標3	健やかに育つ環境づくり
基本目標4	生きる力を育む学びの場づくり
基本目標5	安心して生活できる環境づくり
基本目標6	地域で子どもを見守るまちづくり

## 【2】 施策体系



## 第5章 施策の展開

### 基本目標 1 子育て家庭を支える基盤づくり

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受け入れ体制を整備するとともに、多様な保育サービスを展開し、全ての子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、地域で子育て支援の取組を推進します。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子どもが安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、地域における子育て支援サービスに関する、多様な媒体を活用した子育て支援情報の提供など、多様化する保護者のニーズに対応できる環境づくりを推進します。

### 基本施策 1 子育て支援の提供体制の充実

#### 1 ニーズに応じた受け入れ体制の整備

取組名	取組内容
保育所等の環境整備	○ 保育所等の環境整備については、地域の意見や入所児童数の推移を踏まえながら、クラス編成の工夫による居住地での保育利用など、ニーズに応じた適切な受け入れ体制の確保に努めます。
延長保育	○ 保護者の勤務状態等に応じて、通常の保育時間を超えて保育します。保護者の就労形態の多様化を見据え、適切な必要量を確保するとともに、提供体制を確保します。
休日保育	○ 保育所における休日保育を実施するとともに、地域のニーズに応じて、適宜、実施場所の充実を検討します。
預かり保育	○ 全ての認定こども園（教育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて預かり保育を行います。
0歳児（6か月）保育	○ 保育所及び認定こども園における0歳児（6か月）保育を実施するとともに、地域や保護者のニーズ、実情を踏まえ、受け入れ体制の充実を図ります。

## 2 保育の質の確保

取組名	取組内容
保育教諭の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0歳児から就学まで一貫した保育・教育を展開するため、新見市独自の保育・教育カリキュラムに基づく保育を実践します。</li> <li>○ 全ての就学前の乳幼児の人権を尊重し、乳幼児期の発達のための学びの場の確保に努めます。</li> <li>○ 保育教諭が実践的な指導力を身に付けるために、市独自の研修体制を整備し、研修内容の充実を図るとともに参加を促進し、資質の向上に努めます。</li> <li>○ 業務支援システム等の導入により業務のICT化を推進し、保育士の事務負担の軽減を図り、保育の質の向上、安全、安心な保育の環境づくり等に努めます。</li> </ul>
専門的な人材や地域の多様な人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実践に関する専門的な人材や地域の多様な人材を活用し、子どもが様々な体験ができるよう保育内容の充実に努めます。</li> </ul>

## 3 放課後の居場所と学びの場づくり

取組名	取組内容
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての児童が、地域住民の指導や見守り等を通して、安全に伸び伸びと過ごせるよう、環境整備に努めます。</li> <li>○ 支援員等職員の確保、効果的な運営、障がいのある子どもの受け入れなどについても継続して支援します。</li> </ul>
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民と協力し、ふるさと学習をはじめとする様々な学習活動や体験活動を推進します。</li> </ul>

## 基本施策2 安心して子育てできる環境づくり

### 1 多様な保育サービスの提供

取組名	取組内容
一時保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての保育所、認定こども園で一時保育を実施し、保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等を支援します。また、緊急時も柔軟に対応できるよう、体制を整えます。</li> </ul>
病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、子育てと就労の両立や子どもの健全な育成を支援します。</li> </ul>
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行います。</li> <li>○ 利用者のニーズに応えられるよう、養成講座の開催などを通して保育サポーターの確保に努めるとともに、提供会員と依頼会員の交流会を開催し、会員同士の交流を深めます。</li> <li>○ 保育所や認定こども園等の各関係機関との連携をはじめ、市の広報紙やホームページ等を活用した周知活動に積極的に取り組みます。</li> </ul>
こども誰でも通園制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できます。</li> <li>○ 保護者のニーズを把握するとともに、保育士の確保に努め、ニーズに対応できるよう、体制を整えます。</li> </ul>

### 2 相談支援と情報提供の充実

取組名	取組内容
気軽に相談できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子保健機能と児童福祉部門の一体的な支援体制構築のため、こども家庭センターを設置します。</li> <li>○ こども家庭センターを設置し、相談支援の充実に努めます。また、伴走型相談支援事業を通して、妊娠期から相談しやすい体制の整備に努めます。</li> <li>○ 相談窓口について、愛育委員等による赤ちゃん訪問時や市の広報紙等を活用し、子育て世帯に周知するとともに、相談体制の充実のための関係機関との連携を強化します。</li> </ul>

取組名	取組内容
子育て家庭への情報提供の充実	○ 「にいみ子育てガイドブック」を市の窓口や子育て広場、妊娠届出時や転入時、健診時に配布し、妊娠、出産、子育てに必要な情報を提供します。また、市のホームページやSNS等を活用し、情報を発信します。

### 基本施策3 親子の交流とネットワークづくり

#### 1 交流の場と仲間づくり

取組名	取組内容
市報、ホームページ等による情報提供の充実	○ 市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビやSNS等で子育てに関する情報を発信します。 ○ 子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」が開設しているFacebookやInstagramを活用し、子育て広場等の情報を発信します。
子育て広場の充実と交流のきっかけづくり	○ 子育て親子が気軽に集い交流し、子育ての不安の軽減や子どもの健全な育成を図る場として、子育て広場の充実と利用の促進に努めます。 ○ 様々な機会を活用した広報活動や関係機関との連携により事業の周知、情報提供に努めます。
大学との連携	○ 大学と地域、行政が協働で運営している「にいみ子育てカレッジ」を子育て支援の中核とし、子育て情報の集約、発信やニーズに合った支援者の育成など、子育て支援体制の充実を図ります。 ○ 大学の専門性を生かし、幼児教育、保育の実践に取り組みます。また、大学の教員や学生が市内全域をキャンパスとして調査、研究を行うことができ、その成果がまちづくりに生かされ、市民に還元される体制づくりを進めます。
幼児クラブ等の活動の活性化	○ 保護者同士の交流の場でもある幼児クラブ等の活動の活性化を図るとともに、乳児訪問や乳幼児健診の際に、クラブ活動等の周知を行い、参加を促進します。 ○ 子育て親子交流事業補助金の周知に努め、新たな団体の掘り起こしにつなぎます。

取組名	取組内容
園庭開放の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所や認定こども園の園庭開放を実施します。実施にあたっては、利用状況や保護者のニーズに応じて、実施回数等を検討するとともに、季節の行事などを取り入れた工作や遊び、育児相談など、事業の充実に努めます。また、地域の子育て広場等と連携し、未就園児に向けての周知に努めます。</li> </ul>

## 2 子育て支援のネットワークづくり

取組名	取組内容
にいみ子育てカレッジの充実とネットワーク体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学内に設置されている利点を生かし、にいみ子育てカレッジや子育てカレッジが実施している各事業と連携し、きめ細かな子育て支援に取り組みます。</li> <li>○ 関係機関との連携体制を強化し、子育てを支援するとともに、地域が一体となって子育てに関する様々な問題に取り組む環境づくりを推進します。</li> </ul>

固定的な性別役割分担意識<sup>※1</sup>の払拭に向けて、男女共同参画に関する啓発活動を推進するとともに、性別にかかわらず育児休業や介護休業が取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を推進します。

## 基本施策 1 働きながら子育てできる環境づくり

### 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進

取組名	取組内容
育児休業等、関係法制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女雇用機会均等月間等において、商工会議所や商工会、医師会などを通じて、育児休業等の制度の周知に努め、企業等の理解や関係者の意識改革を促進します。</li> <li>○ 市役所の窓口において啓発ポスターやちらしを設置し、広報活動を行います。また、性別にかかわらず、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>
男女共同参画の形成に向けた広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画プラザ」で、各種情報の提供や関連図書の貸し出し、相談の受け付けなどを行います。</li> <li>○ 男女共同参画に関する情報紙「りぼん」の発行をはじめ、市の広報紙やホームページ、街頭啓発活動など、様々な手段を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現を含む男女共同参画に関する広報、啓発活動を推進します。</li> <li>○ 市民のニーズを踏まえ、講座やセミナー等を実施し、ワーク・ライフ・バランスを含む男女共同参画社会実現のための普及に向けた啓発活動を充実します。</li> </ul>
祖父母・父親の子育て参加のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 祖父母、父親の育児への参加の促進を図るため、子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」を活用した取組を進めるとともに、日曜日の午前中の開室やアウトリーチ<sup>※2</sup>活動を行います。</li> </ul>

※1 例えば「男は仕事、女は家庭」といった、性別による役割分担を固定的に考えてしまう意識のこと。

※2 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

## 2 多様な働き方への支援

取組名	取組内容
多様な働き方の実現	○ 在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、性別にかかわらず子育てをしながら働くことができる働き方の導入について、商工会議所や商工会などを通して、企業等への啓発に努めます。
女性の再就職などの支援	○ 結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機が働く女性の就労や社会参加の妨げにならないよう、職場復帰や再就職について、商工会議所や商工会を通して、企業等への啓発に努めます。
不安定就労の若者への啓発・支援	○ 県、ハローワーク等の関係機関と連携し、若者に対する安定した就労及び早期離職の防止に向けた啓発活動に努めるとともに、就職相談員を中心に若者労働者を対象とした就職支援を行います。

基本目標 3

健やかに育つ環境づくり

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用した周知、情報提供の充実など、親子の健康づくりを推進します。

「新見市食育推進計画」に基づき食育を推進し、家庭や保育所等、学校、地域社会と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をはじめ、家族そろって食事をとるなど、正しい食生活について学ぶ場を充実し、心身共に健康な子どもの育成を目指します。

基本施策 1 妊娠期からの切れ目のない支援

1 母子保健の充実

取組名	取組内容
母子保健情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNSや出生届出時、各種母子保健事業開催時、主任児童委員、愛育委員と連携した赤ちゃん訪問などを活用して、子育て広場等、育児に関する情報の提供や交流できる場などを紹介します。また「にいみ子育てガイドブック」を関係機関の窓口や各子育て広場で配布するほか、市のホームページにも掲載します。</li> </ul>
妊娠相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠届時に全妊婦を対象に面談を行い、各種制度を案内します。</li> <li>○ 伴走型相談支援事業により、妊娠8か月の妊婦にアンケートを送付し、ハイリスク妊婦や希望者に面談や訪問を行い、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。</li> </ul>
健康診査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～4か月、9～10か月、1.6歳児健診、2.6歳児健診、3歳児健診において、乳幼児の発育、発達の確認をするとともに、未受診児に対しては、電話や訪問等により適切な時期の受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。</li> </ul>
予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種感染症予防に向けた予防接種を推進するとともに、予防接種スケジュール表を乳児訪問等で配布し、周知に努めます。未接種者に対しては、健診時の呼び掛けや電話、個別通知等による接種の勧奨を行い、接種率の向上に努めます。</li> </ul>
安心して妊娠・出産ができる体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出産の兆候が始まり急を要する状態となり、周囲のサポートを得られない場合、かかりつけの産科医療機関まで救急車で搬送する「にいみママ・サポート 119 事業」など、安心して妊娠、出産ができる体制の整備に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
乳児訪問及びフォロー体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての出生児を対象にした乳児訪問を実施します。また、健診等でフォローが必要と判断された子どもに対しては、専門医による診察や発達相談、保護者が子どもへの対応方法などを学ぶ教室などを紹介し、関係機関と連携しフォローの継続に努めます。</li> </ul>
不妊・不育治療に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不妊、不育症のために子どもを持つことができない夫婦が、医療保険対象外の不妊、不育治療及び男性不妊治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。</li> <li>○ 岡山県不妊専門相談センターや助成制度について、婚姻届出の際にちらしを配布するなど、周知を図ります。</li> </ul>

## 2 小児医療体制の充実

取組名	取組内容
医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市外の分娩取扱機関までの救急搬送体制を整備するとともに、安心して出産ができるよう支援体制を整備します。</li> </ul>
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師、看護師、保健師などの相談スタッフが、24時間年中無休体制で様々な相談に応じる「にいみ 24 時間安全安心相談ダイヤル」を継続し、相談体制の充実に努めるとともに、周知を図ります。</li> </ul>
家庭看護力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児科医等による講話や乳児訪問、乳幼児健診時に事故防止や家庭でできる応急手当等について説明することなどにより、家庭の看護力の向上を促進します。</li> </ul>
子育て支援医療費助成制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18歳までの児童・生徒が安心して医療機関を受診できるよう、子育て支援医療費助成制度の運用により、経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>○ 適切な病院への受診を促進するための広報や「子育てホームドクター」冊子、小児救急電話相談などの周知に努めます。</li> </ul>

## 基本施策2 親子の健康づくり

### 1 食育の推進

取組名	取組内容
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 乳幼児健診や育児教室、保育所、認定こども園等と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の定着を推進します。</li><li>○ 家庭や地域、保育施設や学校、関係団体等と協働で食育を推進します。</li><li>○ 学校給食を生きた教材として活用するなど、望ましい食習慣の定着につながるよう、食に関する指導の充実に努めます。</li></ul>

### 2 歯科衛生の充実

取組名	取組内容
妊婦に対する歯科保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 口腔衛生に関する意識を高め、生まれてくる子どものむし歯予防に取り組めるよう、妊娠中からの口腔ケアの必要性について啓発活動を推進します。</li><li>○ 妊婦歯科検診の受診を勧奨するとともに、妊婦歯科健診無料券を配布します。</li><li>○ 幼児健診でも妊婦歯科健診が受けられることなどの周知に努め、受診率の向上に取り組みます。</li></ul>
歯科保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 乳幼児健康診査において、規則正しい生活習慣とむし歯予防について啓発するとともに、愛育委員・栄養委員の活動でむし歯予防の必要性について啓発活動を推進します。</li><li>○ 歯科衛生士との連携を図り、乳幼児健診での指導方針について適宜検討を行うなど、保健指導の内容の充実に努めます。</li></ul>
歯科保健推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 歯科医師会や保健所等とデータや推進体制について協議し、歯科保健推進体制の充実に努めます。</li></ul>

本市では、教育・保育施設から小学校への接続プログラムの推進をはじめ、学力の確かな定着や授業の改善に向けて、家庭学習の見直し、タブレット端末の効果的な活用など、豊かな心や主体的な学習態度を育む教育や活動を推進してきました。

今後も、幼児期からの学ぶ力を伸ばす教育の実践をはじめ、学力の向上に向けたきめ細かな指導の充実や学校、家庭、地域の連携による教育環境の充実など、心身の健全な育成を推進します。

## 基本施策1 学ぶ力を伸ばす教育の充実

### 1 幼児教育の充実

取組名	取組内容
幼児期における外国語体験活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての保育所、認定こども園にALT（外国語指導助手）等を定期的に派遣し、様々な活動や遊びの中で外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しむ英語教育を推進します。</li> </ul>
一体的な教育・保育の推進と連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体的な教育・保育を推進していくため、地域の実情に合った「保・認・小接続プログラム」を活用するとともに、研修等への参加により、保育教諭の資質の向上に努めます。</li> <li>○ 小学校ではスタートカリキュラム、園ではアプローチカリキュラムを活用し、就学前後のスムーズな接続環境を整えます。就学前後の教育をつなぐ「架け橋期のカリキュラム」の作成に向け、保育所、認定こども園、小学校の連携の強化を図ります。</li> </ul>
読書活動の推進による家庭教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート事業」により、本との出会いを通して親子の触れ合いを深め、様々な場での読み聞かせ活動の推進など、読書活動の推進による家庭教育を支援します。</li> <li>○ ブックスタート事業のフォローアップとして、小学校に入学する児童に本を贈る「セカンドブック事業」により、本との出会いや読書の楽しみを深めます。贈呈本やお勧め本のリストは、定期的に見直します。</li> </ul>
幼児期の木育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1歳6か月健診において、新見産ひのきで作られた「新見ピオーネつみき」を配布するウッドスタート誕生祝い品事業等を実施し、幼児期の木育を推進します。</li> </ul>

## 2 学校教育の充実

取組名	取組内容
学力の向上に向けたきめ細かな指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒の学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査や岡山県学力・学習状況調査を活用し、確かな学力を育むとともに、授業の改善に取り組みます。</li> <li>○ 学力の確かな定着を図るため、授業の質の向上、家庭学習の見直し、タブレット端末の効果的な活用を推進します。</li> </ul>
学校・家庭・地域の連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校へ導入したコミュニティ・スクールの内容を充実させ、学校、家庭、地域の連携の充実を図ります。</li> <li>○ 制度研修会を開催し、地域に根ざした学校づくりやコミュニティ・スクールの在り方について、地域の理解を深めます。</li> </ul>
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの豊かな心を育むため、朝読書の実施や読書ボランティアを招いた読書活動、読書手帳の活用など、子どもの読書活動を推進します。</li> <li>○ 基本的なモラルの育成を重視し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。</li> <li>○ 論語教育を推進し、思いやりや規範意識の醸成を図ります。</li> <li>○ 学校運営協議会を中心に、家庭や地域と連携した様々な自然体験やボランティア活動等を積極的に行います。</li> </ul>
自ら考え、行動する力を養う機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての学校教育活動を通して、児童・生徒が自主的に学び、考え、主体的に行動する力を養うため、学校の教育環境の充実を図ります。</li> <li>○ 言語活動の充実や協働的な学習と関連付けて、各教科の指導を充実させ、主体的な学習態度の育成に努めます。</li> </ul>
健やかな身体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を通して、より効果を上げるように努めます。</li> <li>○ 体育の授業やスポーツ行事の充実を図り、児童・生徒が積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成に努めます。</li> <li>○ 学校と家庭が連携した「早寝、早起き、朝ごはん」に取り組み、普及に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
いじめ・不登校等に対する相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒及び保護者等を対象に、いじめや不登校等について、教育相談員や臨床心理士による教育相談の充実に努めます。</li> <li>○ 関係機関との連携により、支援対象者リストを活用し、いじめや不登校等の防止に向けた取組を推進します。いじめについては、学校いじめ問題対策基本方針と対策に関する年間指導計画の見直しや道徳教育の充実に努めるとともに、心の教育を推進します。また、新見市いじめ問題対策連絡協議会を開き、教育委員会及び学校の施策の改善を図ります。</li> </ul>
非行防止活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非行を防ぐため、学校における生徒指導を充実させるとともに、学校、地域、警察、P T A等と連携し、非行防止活動の充実に努めます。また、生徒指導要領の周知に努め、全ての児童・生徒の健全な成長を支援します。</li> </ul>
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性や暴力を扱った雑誌、テレビゲーム等について、人権教育の視点から指導を行うとともに、道徳、保健体育の授業を通して、命の大切さ、人権尊重意識の醸成を図ります。</li> <li>○ インターネットの活用については、特にSNSを使用する際の情報モラル教育を小学校から実践するとともに、P T Aを対象とした情報モラル講演会を実施します。</li> <li>○ 新見市P T A連合会や青少年育成センターと連携し、スマートフォンやインターネットの利用についての問題の解決に取り組めます。</li> </ul>

1 思春期の保健対策

取組名	取組内容
性に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健指導や道徳の時間、学級活動等の年間指導計画により、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及に努めます。また、性に関する知識と心のバランスについて、工夫を図りながら指導の充実を図ります。</li> </ul>
喫煙や薬物等の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての小・中学校で、薬物乱用、喫煙防止教室を開催し、小学校では学級活動、保健指導を通して未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、正しい知識の普及に向けた指導、啓発活動を推進します。</li> <li>○ 保護者も正しい知識を習得し、子どもに注意を促すことができるよう、研修会等による啓発活動を図るとともに、関係機関との情報共有や連携により、地域の実情に応じた指導に努めます。</li> </ul>
思春期の心の問題に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての小・中学校に配置したスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、より多くの関係機関とつながるよう努めるとともに、ICTを活用した相談体制を充実させます。</li> <li>○ 教室に入れない児童・生徒の居場所として、自立応援室を開室するとともに、不登校の防止に向けて、登校支援員を配置します。</li> <li>○ 新見市教育相談室、新見市適応指導教室「新生塾」の周知及び小・中学校との連携を図ります。備北保健所などの関係機関とも連携して、不登校やひきこもり等の対策の充実に努めます。</li> <li>○ 小学3年生以上中学3年生以下の相談支援ファイル「ぎゅ〜っとノート」を所持している児童・生徒の保護者を対象に思春期発達サポート講座を実施します。</li> </ul>

## 2 次代の親の育成

取組名	取組内容
子どもを生き育てることの意義に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道徳や学級活動の時間を活用し、子どもを生き育てることの意義を理解する教育をはじめ、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて、子どもの実情に応じた教育、指導に努めます。</li> </ul>
乳幼児と触れ合う機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学生が乳幼児やその保護者と触れ合い、子育ての楽しさや大変さを学べるよう、愛育委員と連携して「思春期ふれあい体験事業」を実施します。</li> <li>○ 職場体験学習の内容の充実を図るとともに、夏のボランティアへの参加を積極的に促進します。</li> </ul>
出会いの場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚推進協議会を中心とした結婚相談事業、婚活イベント、スキルアップセミナーなどを実施し、出会いの場の創出を支援するとともに、より効果的な事業や方法を検討します。</li> </ul>

**基本目標5****安心して生活できる環境づくり**

子育ての支援のための各種手当や給付制度の周知に努め、子育て家庭に対する経済的負担感の軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて悩みや不安を相談できる体制の充実に努めるとともに、自立に向けた就労相談の実施や福祉制度等の周知を図るなど、生活を支援します。

障がいのある子どもについては、関連計画や関係機関等との連携を十分に図りながら支援を充実します。また、児童虐待の防止に努めるとともに、様々な機会を通して虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を強化します。

**基本施策1 経済的支援の充実****1 経済的支援の充実**

取組名	取組内容
各種手当や制度の充実と周知	○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成等を実施するとともに、各種手当や制度について、SNS等を活用したプッシュ型広報等により周知を図ります。
学校給食費への支援	○ 保護者が負担する学校給食費への支援を行い、子育て世帯の経済的支援を推進します。

**基本施策2 配慮が必要な子どもへの支援****1 ひとり親家庭への支援**

取組名	取組内容
ひとり親家庭に対する経済的支援の推進	○ ひとり親家庭や離婚を検討している人に対して、関係課と連携し、自立支援教育訓練給付金等の各種手当や制度の周知を図るとともに、ハローワークと連携し、就労支援により、経済的自立を促進します。 ○ 養育費の確保に関する公正証書等の作成費用の補助について周知を図ります。
相談体制の充実	○ 母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問を通して、各種支援制度についての情報を提供するとともに、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。

## 2 障がいのある子どもへの支援

取組名	取組内容
障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいの状況に応じた保育教諭の加配や支援員の配置、臨床心理士等との連携など、障がい児保育の充実に努めるとともに、園や療育機関等との連携を強化し、子ども一人一人の特性に応じた適切な保育に努めます。また、医療的ケア児の受け入れ事業所を支援します。</li> </ul>
障がい児の早期発見、早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門機関と連携し、各種健診を通して、支援が必要な子どもの早期発見に努めるとともに、幼児健康診査で臨床心理士による発達相談の場を設け、必要に応じて相談機関につなぐなど、早期療育支援体制の強化を図ります。</li> <li>○ 臨床心理士との連携を強化し、保育所、認定こども園において、発達の段階に応じた支援方針の検討をはじめ、巡回相談の実施など、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
教育・保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学前の特別支援教育の充実に努めるため、支援員を配置し、研修会等を通じて、教員の資質の向上を図るとともに、定期的な情報提供とケース会議を行い、保育所、認定こども園と小学校が連携した切れ目のない支援に努めます。</li> <li>○ 新見市特別支援教育推進センターを活用し、小・中学校の巡回指導及び就学相談体制を強化し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育を推進します。</li> </ul>
保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者が子どもの困りごとや特性を理解し、その対応方法を学べるよう、要観察児教室やペアレント・トレーニングなどへの参加を促進するとともに、参加者同士が交流し、自発的な活動が行われるよう支援します。</li> <li>○ 関係機関と連携し、専門医等による発達相談や子どもの特性に応じた関わり方について情報の提供に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」との連携を強化し、障がいの疑いのある子どもを含めた障がい児全体に支援が行き届くよう、情報を提供するとともに、切れ目ない支援体制の整備に努めます。</li> <li>○ 「新見市障害者自立支援協議会児童支援部会」と連携し、研修会等を通して、障がいのある子どもやその家族の交流の促進に努めます。</li> <li>○ 医療的ケア児について、関係課と連携し、医師会等との連携の強化に向けて取り組みます。</li> </ul>
地域生活の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所、認定こども園などの関係機関との連携を図るとともに、乳幼児健康診査時や保健師等による相談等、様々な場面を利用して、支援が必要な子どもの早期発見と早期療育に努めます。</li> <li>○ 切れ目のない支援ができるよう、子ども及び保護者への支援を継続して行うとともに、必要なときに必要な支援ができるように、二次相談機関や療育機関等と連携を図ります。また、障害児通所給付、地域生活支援事業の充実を図り、各種施策を周知し、地域での生活支援に努めます。</li> </ul>

### 3 児童虐待防止対策の充実

取組名	取組内容
児童虐待防止への意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「要保護児童対策地域協議会」が中心となり、児童虐待防止推進月間における広報、啓発活動により、児童虐待問題に対する社会的関心の高揚を図ります。</li> <li>○ 支援者を対象に研修会を開催し、支援者の資質や技能の向上に努めます。</li> </ul>
子育て家庭の孤立の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健康診査では、虐待防止の視点を取り入れた相談支援を実施するとともに、支援が必要な家庭に対するケース会議を開催し、民生委員、主任児童委員、家庭児童相談員、保健師が連携し、家庭訪問等を行い、相談しやすい体制づくりに努めます。</li> <li>○ こども家庭センターにおいて、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を行います。また、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目ない相談支援体制の充実に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
養育支援訪問事業の充実	○ 養育支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携し、家庭において安定した養育が可能となるよう、養育支援訪問事業や子育て支援ヘルパー訪問事業を実施します。また、関係機関との情報共有、支援強化のため、関係者でケース会議を実施します。
虐待防止ネットワークの強化	○ こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止や早期発見に努めるとともに、情報を共有し、要保護児童等の支援方針を決定します。また、児童虐待防止に向けた啓発活動を推進します。
要保護児童等へのフォロー	○ こども家庭センターにおいて、統括支援員を中心に、支援方針や役割分担を決定するなど、児童相談所や家庭児童相談室、教育委員会など関係機関との連携により、支援や見守りを行う体制の強化に努めます。

#### 4 子どもの貧困対策

取組名	取組内容
地域で気付き、支援につなぐ取組の促進	○ 経済的に困難な状態にある家庭やその子どもの早期発見、早期対応を図るため、保育所、認定こども園、学校、主任児童委員等関係機関が連携し、切れ目ない支援体制づくりの整備に努め、継続して支援を実施します。
教育・保育の機会均等の確保	○ 家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人一人がその個性と能力を十分に発揮できるよう、就学援助制度に基づく支援を実施するとともに、制度の周知を図り、学習環境や教育の機会均等の確保に努めます。
暮らしへの支援	○ 経済的に困難な状況にある家庭やその子どもに対する相談支援の充実を図り、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。 ○ ひとり親を対象とした自立支援プログラムを実施し、保護者の安定的な就労への支援を行います。
ヤングケアラーへの支援	○ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、過度な責任や負担を抱えている子どもの把握に努めるとともに、必要な支援を検討します。

基本目標6

地域で子どもを見守るまちづくり

子どもの健全で豊かな人間性の育成に向けて、家庭教育について学ぶ機会の充実など、子育て力を高める環境づくりを推進するとともに、地域で活動する人材や関係団体と連携し、地域のつながりを大切に、親子が気軽に体験活動や触れ合い活動に参加できる環境づくりを推進します。また、安全な遊びと学びの場の確保を推進するとともに、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安全、安心な生活環境の整備を推進します。

基本施策1 地域全体で子育てを支える環境づくり

1 子育て力を高める家庭教育の充実

取組名	取組内容
地域活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ にいみ子育てカレッジ運営委員会において、主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等と情報共有や連携を図り、地域の身近な相談相手として、それぞれの活動に対して積極的に支援を行います。</li> </ul>
家庭教育に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参観日や世代間交流事業などの中で、臨床心理士による出張子育て応援講座等を開催し、親子の関わりを振り返る機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。</li> <li>○ 学校においては、講演会やワークショップ等を開催し、子育てについての学習機会を提供します。</li> </ul>
家庭における教育力向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健診の受診時や新見市立図書館において、子どもにとって望ましい生活リズムを定着させることの大切さを啓発します。</li> <li>○ 保育所、認定こども園では「早寝・早起き・朝ごはん」や「メディアの適切な使用」などについて、健康教育を実施します。</li> <li>○ 学校においては、授業や講演会の開催などに合わせて、児童・生徒、保護者が一緒に生活リズムについて考える機会を充実させ、生活リズム、栄養バランスなど、子どもの成長や発達に合わせた食育を推進します。</li> </ul>

## 2 地域との交流活動の促進

取組名	取組内容
「地域の子どもは地域で育てる」意識の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活動団体、警察、行政等と連携し、市内全域でのあいさつ運動を展開するとともに「見守り隊」による地域での積極的なあいさつや声掛け運動を促進し「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上に努めます。</li> <li>○ 民生委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員との連携を強化し、広報、啓発活動を充実します。</li> <li>○ 全ての小・中学校で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動（学校支援ボランティア）により、地域住民や保護者が積極的に参画する学校づくりを進めます。</li> <li>○ 産学官一体で「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しており、「子ども・子育てにやさしい社会づくり」を実現するための新たな施策、活動を進めます。</li> </ul>
ふるさとキャリア教育学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域の子どもは地域が育てる」という考えに基づき本市の豊富な地域資源や人材を活用したふるさと学習や地域学習を、全ての小・中学校で実施するとともに、ふるさとキャリア教育で実施する内容について、小・中一貫したカリキュラムの作成を進めます。</li> <li>○ 何ごとにも積極的に取り組み、たくましく生きることができる子どもを育成し、将来、本市で活躍することができる人材の育成に努めます。</li> </ul>
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内各公民館主催事業等による異世代交流事業など、世代間で交流できる様々な触れ合い、学習活動を促進するとともに、家庭教育の充実に向けた取組を展開します。</li> <li>○ 多様な交流事業を推進できるよう、周知活動の強化に努めます。</li> </ul>
子ども会活動等への支援・連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども会の活動が活発に行われ、健全な子どもを育成できるよう、各地区の子ども会同士の間での連絡、連携を促進するとともに、周知、啓発活動を支援し、積極的な参加を促進します。</li> </ul>
新見市スポーツ少年団活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の協力や支援を得て、年齢の異なる集団で自主的な活動を行っている「スポーツ少年団活動」は、青少年健全育成の重要な役割を果たしており、広報及び補助金等を通して、継続した活動ができるよう支援します。</li> </ul>

取組名	取組内容
総合型地域スポーツクラブとの連携	○ 「総合スポーツクラブ新見」と連携し、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、クラブのスタッフや役員の意識向上、会員の確保に向けて、地域への広報や啓発活動を支援します。

## 基本施策2 安全・安心な子どもの生活環境づくり

### 1 子どもを見守る安全対策の推進

取組名	取組内容
遊びの空間の充実	○ 公園の適正な維持、管理に努めるとともに、学校、地域等からの意見を取り入れた魅力的な公園の環境整備や遊具の安全性の確保に努めます。
交通安全教室の推進	○ 交通安全教室の実施や親子で一緒に交通ルールを守る大切さを学ぶ機会づくりなど、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校における交通安全教育を実施するとともに、児童・生徒が主体的に参加する通学路安全マップの作成等を通して、交通安全意識の向上を図ります。
子どもを犯罪被害から守るための活動の推進	○ 各学校のボランティアによる見守り隊の活動を通して、子どもを交通事故や犯罪から守る活動を行うとともに、各校の安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルを改善し、学校や地域の実情に合ったものとなるよう指導に努めます。 ○ 各学校で毎年作成している安全マップについては、現状に合ったものとなるよう、適宜見直しを促進します。
防犯教育の推進	○ 小学校1年生への防犯ベルの配布や児童・生徒への防犯グッズの寄贈、警察等の協力による防犯教室を実施します。 ○ 新見市地域ぐるみ学校安全推進委員、各学校の見守り隊、学校職員等が連携し、地域に根ざした交通安全、防犯の取組を促進します。
防犯設備の充実	○ 子どもの活動範囲にある危険箇所には、防犯灯や防犯カメラの設置を促進するとともに、保育所、認定こども園、学校など、施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を促進します。

取組名	取組内容
犯罪に関する情報提供及び関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもを犯罪の被害から守るため、警察と連携して事件、事故に関する情報提供を行います。</li> <li>○ ページング放送※<sup>1</sup>を活用した防犯訓練等を実施し、迅速な対応への連携を図るとともに、地域における防犯意識の向上と防犯活動を促進します。</li> </ul>
「子ども 110 番の家」の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子ども 110 番の家」の協力家庭の確保に努めるとともに、子どもへの周知に努め、犯罪を防ぐための地域住民との結束を強化します。</li> <li>○ 安全マップについては、各学校で毎年作成し、現状に合ったものとなるよう、取組を促進します。</li> </ul>
家庭における事故防止対策知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児訪問や乳幼児健診等の機会を通して、誤飲や水難事故など、家庭での事故の防止についての知識の普及や乳児突然死症候群（SIDS）※<sup>2</sup>の防止に向けた知識の普及を図ります。</li> <li>○ 要支援家庭には、必要時に訪問するなど、事故予防について説明します。</li> </ul>

※1 市内の各行政地区総代の自宅の電話から、地区内の登録世帯へ、告知放送機器を通じた放送を行うことができるシステムのこと。

※2 乳児が突然亡くなってしまう原因不明の病気のこと。それまでの健康状態や病歴からはその死亡が予測できず、窒息などの事故による死亡とは異なる。（Sudden Infant Death Syndrome）

## 第6章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### 【1】教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

### 【2】見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

#### 【参考／教育・保育の認定】

教育・保育事業を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（認可保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

### 【3】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の管理を計画的に実施していきます。

（単位：人）

		令和7年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	23	345	174	8	166
確保方策	特定教育・保育施設※	145	499	256	45	211
	特定地域型保育事業	0	0	29	10	19
	企業主導型保育事業	0	11	19	7	12
	② 合計	145	510	304	62	242
過不足(②-①)		122	165	130	54	76

		令和8年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	19	342	164	6	158
確保方策	特定教育・保育施設	145	499	256	45	211
	特定地域型保育事業	0	0	29	10	19
	企業主導型保育事業	0	11	19	7	12
	② 合計	145	510	304	62	242
過不足(②-①)		126	168	140	56	84

		令和9年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	16	339	154	4	150
確保方策	特定教育・保育施設	145	499	256	45	211
	特定地域型保育事業	0	0	29	10	19
	企業主導型保育事業	0	11	19	7	12
	② 合計	145	510	304	62	242
過不足(②-①)		129	171	150	58	92

※ 特定教育・保育施設：保育所や認定こども園で受ける教育・保育

(単位：人)

		令和 10 年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	13	336	146	3	143
確保方策	特定教育・保育施設	145	499	256	45	211
	特定地域型保育事業	0	0	29	10	19
	企業主導型保育事業	0	11	19	7	12
	② 合計	145	510	304	62	242
過不足(②-①)		132	174	158	59	99

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	11	333	138	2	136
確保方策	特定教育・保育施設	145	499	256	45	211
	特定地域型保育事業	0	0	29	10	19
	企業主導型保育事業	0	11	19	7	12
	② 合計	145	510	304	62	242
過不足(②-①)		134	177	166	60	106

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた定員数を引き続き確保し、ニーズに応じた受け入れ体制や施設管理等に取り組みます。</li> <li>○ 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、3号認定の受け皿を確保します。</li> </ul>
----------------------	---

## 【4】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

### 1 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡、調整を行う事業です。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型 (子育て支援センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じて相談や助言が適切に行えるよう、職員のスキルアップを図ります。</li> <li>○ 令和7年度より「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」を一体化し「こども家庭センター」を設置します。</li> </ul>
--------------	--

### 2 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。（対象：0歳児～おおむね3歳未満児）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人(月間)		935	977	1,021	1,067	1,115
② 確保方策	延べ人(月間)		935	977	1,021	1,067	1,115
	か所		5	5	5	5	5
過不足(②-①)	延べ人(月間)		0	0	0	0	0

提供体制確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子育て広場」の開設日や時間、場所など、利用者ニーズの把握に努めるとともに、利便性の向上を図ります。</li> </ul>
--------------	--

### 3 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育状況や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。（対象：妊婦）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	対象人数	人	136	131	126	121	116
	受診人数	延べ人	807	746	690	638	590
② 確保方策	受診人数	延べ人	807	746	690	638	590
過不足 (②-①)	受診人数	延べ人	0	0	0	0	0

注：受診人数（延べ人）は、受診回数（延べ回数）の数値と同一である。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関において、妊娠の周期に応じた妊婦健診を実施します。</li> <li>○ すこやか妊婦相談な場などを活用し、受診の普及に向けた啓発に努めます。</li> </ul>
----------------------	---

### 4 乳児家庭全戸訪問事業

主に生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供などを行う事業です。（対象：0歳児）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		人	94	91	89	88	87
② 確保方策		人	94	91	89	88	87
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児家庭への訪問を保健師が早期に行い、安心して子育てできるよう支援します。</li> </ul>
----------------------	---

## 5 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、保健師やヘルパーが訪問し、保護者の支援を行う事業です。（対象：1～6歳児（就学前））

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	家庭	69	72	75	78	81
② 確保方策	家庭	69	72	75	78	81
過不足(②-①)	家庭	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 関係機関と連携しながら継続的に支援します。
----------------------	-------------------------

## 6 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。（対象：おおむね生後6か月～小学6年生）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人	93	89	85	81	78
② 確保方策	延べ人	93	89	85	81	78
	か所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 「にいみ子育てカレッジ」を中心に、ニーズに応じてきめ細かく、また、より利便性の高い事業として、利用の促進に努めます。
----------------------	--

## 7 一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

預かり保育は、認定こども園（教育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

一時保育は、保育所、認定こども園に在籍していない子どもについて保育を行う事業です。

### 【 預かり保育 】（対象：3～5歳児）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人	124	118	112	106	101
② 確保方策	延べ人	124	118	112	106	101
	か所	8	8	8	8	8
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

### 【 一時保育 】（対象：0～5歳児）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人	388	396	404	412	420
② 確保方策	延べ人	388	396	404	412	420
	か所	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制  
確保方策  
の考え方

- 子育て環境や生活スタイルの変化による保護者のニーズの変化に対応できるように、事業の充実に努めます。

## 8 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園）

保育所及び認定こども園（保育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。（対象：0～5歳児）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	156	158	160	162	164
② 確保方策	人	156	158	160	162	164
	か所	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 子育て環境や生活スタイルの変化による保護者のニーズの変化に対応できるように、事業の充実に努めます。
----------------------	---

## 9 病児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。（対象：0歳児～小学6年生）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人	64	62	60	58	56
② 確保方策	延べ人	64	62	60	58	56
	か所	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 事業の周知や情報提供に努め、利用ニーズを踏まえながら適切に対応するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。
----------------------	---

## 10 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。（対象：小学1～6年生）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	低学年	人	236	238	240	242	244
	高学年	人	110	114	118	122	126
	合計	人	346	352	358	364	370
② 確保方策	低学年	人	236	238	240	242	244
	高学年	人	110	114	118	122	126
	合計	人	346	352	358	364	370
過不足 (②-①)	合計	人	0	0	0	0	0

### 【 放課後児童クラブ数 】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	13	13	13	13	13

提供体制 確保方策 の考え方	○ 新規クラブの開設の動きや利用ニーズを踏まえながら適切に対応します。
----------------------	-------------------------------------

## 11 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病、その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かる事業です。

（対象：0～5歳児）

提供体制 確保方策 の考え方	○ 本市では実施していませんが、今後、実態把握に向けた情報の収集に努めます。
----------------------	--

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	○ 現状の把握に努め、今後の需要を見込みながら、適切に助成を行います。
----------------------	-------------------------------------

## 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設の設置を促進していく事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	○ 保育所等への民間の参入については、適宜、調査、検討を進めます。
----------------------	-----------------------------------

## 14 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に不安や負担を抱えている要保護・要支援、特定妊婦等の家庭を訪問し、虐待のリスク等を未然に防ぐことを目的に、家事の支援や育児の支援を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	○ 情報収集など実態把握に努め、ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。
----------------------	---

## 15 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、あるいは不登校など、養育環境に課題がある、家庭や学校に居場所のない児童・生徒に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供、相談などを行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	○ 情報収集など実態把握に努め、ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。
----------------------	---

## 16 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに不安を抱えている家庭において、親子間の適切な関係性の構築を目的として、講義やグループワーク、相談、助言などを行うとともに、情報交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	○ 計画期間中での提供体制の整備を目指して検討を行います。
----------------------	-------------------------------

## 17 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	94	91	89	88	87
② 確保方策	人	94	91	89	88	87
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 保健師が面談等を行い、安心して子育てができるよう支援するとともに、提供体制の充実に努めます。
----------------------	--

## 18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳から2歳までの未就園児が、保育施設を時間単位で利用できる事業です。（対象：0～2歳児）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	37	35	36	35	34
② 確保方策	人	37	35	36	35	34
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 保護者のニーズを把握するとともに、保育士の確保に努め、ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。
----------------------	--

## 19 産後ケア事業

家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある保護者に対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	40	40	40	40	40
② 確保方策	人	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 需要の実態に応じて、実施できる医療機関等を確保し、見込み量の確保に努めます。
----------------------	--

## 【5】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

---

### 1 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の専門性の向上が不可欠であるため、保育教諭等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に向けた支援に努めます。

### 2 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所、認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携の支援を図ります。

### 3 保育所、認定こども園と小学校との連携の推進

保育所、認定こども園から小学校への円滑な連携を推進するための架け橋プログラムに関しては、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、交流での取組に対しての意見交換を行います。研修では、保育教諭が小学校の校内研修等に、学校教員が園内研修等に参加し、それぞれの子どもの学びに対する相互理解を深めるための情報交換を実施するなど、円滑な連携に取り組みます。

## 【6】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付等を行います。

## 第7章 計画の推進にあたって

### 【1】計画の推進体制

#### 1 庁内の推進体制

本計画は、行政の教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野に関わっています。そのため、関係する庁内部署間の連携の強化を図りながら、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を推進します。

#### 2 市民や関係団体等と行政の協働による推進

本計画を、より実効性のあるものとして推進するためには、市民や関係団体等と行政の協働体制が必要です。地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ちながら、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

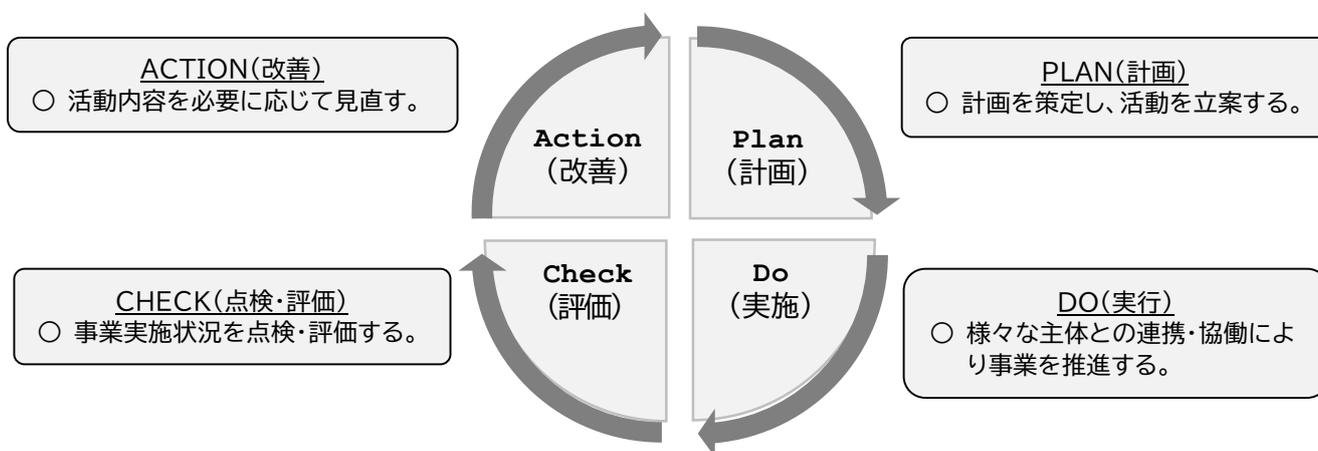
#### 3 子ども・子育て会議の意見反映及び計画の周知

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「新見市子ども・子育て会議」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。また、市の広報紙やホームページ等を活用し、本計画に基づく取組についての周知に努め、子育て支援に対する市民の意識の向上を図ります。

### 【2】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理します。

【参考／PDCAサイクルによる進捗状況の管理イメージ】



## 【1】新見市子ども条例

平成31年3月25日

条例第19号

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 役割と責務（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条—第18条）

## 附則

子どもたちは、社会の宝、未来への希望であり、保護者はもちろん、私たち市民にとってもかけがえのない存在です。家族や友達、学校園、地域社会など、多くの人々との関わり合いや、年齢に応じた様々な体験を通して、人として大切な道徳性や社会規範、生きる力等を獲得し、自立した大人へと成長していきます。

子どもたちは、お互いに信頼し合い、地域に貢献し、ふるさとを大切に思い、やさしさと思いやりのある大人になりたいと願っています。

私たち新見市民の願いは、子どもたちが、温かいぬくもりを感じられる家庭、学校園、地域社会や緑豊かな美しい自然環境の中で、安心して遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、健やかに育つことです。また、大人になっても、ふるさと新見を愛する心を持ち続けてもらうことです。

しかしながら、現代社会においては、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、いじめ、虐待、子どもをめぐる犯罪等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、地域の将来の発展を担う子どもの健やかな成長を図るためには、全ての市民が、子どもと真摯に向き合い、その思いを受け止めていくことが大切です。そのためには、家庭、学校園、地域社会、事業主及び市が、心を一つに連携協力し、市民全体で子どもを育てていくことが強く求められます。

よってここに、子どもの育ちを市民全体で支援することにより、すべての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現を図るため、本条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、家庭、学校園、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育てや子どもの育ちを市民全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、未来を築く新見市の全ての子どもが、家庭や地域から愛され、心豊かで健やかに成長していくことを目的とします。

## (定義)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、親や親に代わって子どもを育てる立場にある人をいいます。
- (3) 「学校園」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、子どもが通園、通学する全ての施設をいいます。
- (4) 「地域社会」とは、地域に住む人や、地域のために活動している団体をいいます。
- (5) 「事業主」とは、市内で事業活動を行う個人や法人をいいます。

## (基本理念)

第3条 子どもの育成についての基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの育成は、家庭、学校園、地域社会、事業主及び市が、主体的にそれぞれの役割や責務を果たすとともに、相互に連携協力して行います。
- (2) 子どもの育成は、子どもの人格や意見を尊重し、社会において一人の人間としての権利が守られることを認識するとともに、「健やかなからだ」「豊かでたくましい心」「ふるさと新見を愛する心」を重要な柱ととらえ、さらに社会の一員としての責任感や連帯感をもつ子どもを育てることを基本として行います。
- (3) 子どもの育成は、子育てに中心的な役割を果たす家庭を市全体で支援するとともに、大人一人ひとりが主体的に関わりながら行います。

## 第2章 子どもの権利

### (子どもの権利の尊重)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができます。

- 2 子どもは、自分が大切にされると同様に、他者を大切にしよう努めるものとします。
- 3 子どもは、年齢及び成長に応じ、まちづくりに参加することができます。

### (生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きていくために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の考えや気持ちを自由にもつこと。
- (2) 個性や他の人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 夢や志を抱き、それに向かって挑戦すること。

### (守られる権利)

第6条 子どもは、安全安心に生きていくために、主として次のことが保障されます。

- (1) 虐待やいじめなどあらゆる暴力や、有害な環境から守られること。
- (2) いかなる差別も受けないこと。
- (3) プライバシーや名誉が守られること。

### (育つ権利)

第7条 子どもは、豊かに育つために、主として次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 文化、芸術、スポーツに親しみ体験すること。

(3) 自然に親しむとともに、地域の文化、伝統、産業などについて学ぶこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、社会における様々な活動に参加し、主体的に生きる力を高めるために、主として次のことが保障されます。

(1) 自分の意見や考えを自由に表すことができ、それが尊重されること。

(2) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。

(3) 社会参加への適切な支援が受けられること。

### 第3章 役割と責務

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの育成や人格形成に第一義的な責任を負うことを自覚し、子どもが心身ともに健やかに成長するよう、家庭における子どもの居場所づくりや温かい信頼関係づくりに努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの成長に応じ、基本的な生活習慣や社会規範が身につくよう努めなければなりません。

(学校園の役割)

第10条 学校園は、子どもの育成に重要な責務を担っていることを自覚し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければなりません。

(1) 子どもの発達段階に応じ、集団生活における他者との関わりを通して、豊かな人間性や社会性を育むこと。

(2) 子どもの年齢や学年に応じ、確かな学力や技能を身につけさせるとともに、主体的に学び、様々な課題を自ら解決しようとする力を育むこと。

(3) 子どものいじめや虐待等の早期発見に努め、全力でその解決に取り組むこと。

(4) 障がいがある子どもへの適切な支援に取り組むこと。

(5) 家庭や地域社会との連携協力を図り、開かれた教育環境づくりに努めること。

(6) 教育の在り方について随時自己評価や外部評価に取り組み、経営の改善に努めること。

(地域社会の役割)

第11条 地域社会は、地域が子どもの豊かな人間性や社会性を育む重要な場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) 相互に連携協力して、子どもが安心して生活できるよう、その環境づくりに努めること。

(2) 子どもが地域の一員として、地域行事に参加し、地域の自然や文化にふれる機会を提供するよう努めること。

(3) 子どもたちへの積極的な関わりに努めるとともに、保護者への情報提供や交流の場づくりに努めること。

(事業主の役割)

第12条 事業主は、子どもの育成が未来社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) 保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりや勤務条件の改善に努めること。

(2) 学校園が行う職場見学や職場体験等の活動に積極的に協力すること。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの育成に関し、この条例の目指すものの実現に向けて、次に掲げる責務を果たさなければなりません。

(1) 子どもの育成に関する施策について、関係部局で連携協力し、総合的、計画的に推進すること。

(2) 子どもの人権や権利を守るため、様々な機会を通して市民への広報に努めるとともに、子どもへのあらゆる人権侵害に対して、速やかに対応し、必要な擁護に努めること。

(3) 保護者、学校園、地域社会及び事業主との連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた取組を推進するための支援を行うこと。

(4) 子どもの視点や意見を反映する取組を推進すること。

(5) この条例が目指すものや内容について、広く市民全体に広報すること。

(議会の責務)

第14条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等を行わなければなりません。

#### 第4章 推進体制

(計画の策定等)

第15条 市は、子どもの育成にかかる支援を総合的、計画的に推進していくための計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を尊重するとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じるよう努めます。

3 計画を策定したときは、速やかにその内容を公表します。

4 計画に基づいた取組の結果については、評価・見直しを実施し、分かりやすく公表します。

(相談体制)

第16条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における子どもに関する相談や支援を行う関係機関との密接な連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制の充実に努めるものとします。

(推進会議)

第17条 市は、保護者、学校園、地域社会及び事業主と協働して子どもの育成に関わる取組を総合的かつ計画的に進めていくために、推進会議を設置します。

2 推進会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

(子ども会議)

第18条 市は、子どもの視点や意見を施策やまちづくりに反映させるための場として、子ども会議を設置します。

2 子ども会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、平成31年5月5日から施行する。

## 【2】新見市子ども・子育て会議設置要綱

---

平成25年11月15日

告示第148号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新見市における子ども・子育て支援事業の推進に関し、必要な措置について協議するため、新見市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務
- (2) 新見市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により委嘱された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 関係団体の代表者である委員が、任期中にその職を退く場合は、その後任者がこれを継承する。
- 5 関係行政機関の職員である委員が、任期中に異動となる場合は、その後任者がこれを継承する。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときに、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の任期中の最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が召集する。

(新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

3 新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成20年新見市告示第91号)は、廃止する。

附 則(平成30年4月19日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第52号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

### 【3】新見市子ども・子育て会議委員名簿

	所属機関		氏名	備考
	名称	役職		
1	新見公立大学健康科学部健康保育学科	准教授	(会長) 加藤 由美	学識経験者
2	新見市主任児童委員連絡部会	部会長	(副会長) 西田 勝江	
3	新見市議会文教福祉常任委員会	委員長	小河 俊文	市議会議員
4	新見市小学校長会	会 長	田邊 眞	関係団体
5	にいみ子育てカレッジ	利用者代表	橋本 雅奈子	
6	新見市保育協議会	代 表	藤野 晃美	
7	放課後児童クラブ	代 表	田邊 康治	
8	新見市認定こども園P T A	代 表	福田 幸介	
9	新見市幼児クラブ	代 表	村上 麻衣	
10	新見商工会議所	専務理事	柴田 昭彦	
11	阿哲商工会	会 長	宮崎 和司	
12	新見市教育委員会教育部	部 長	谷本 隆之	行政関係
13	新見市福祉部	健康支援 担当部長	山縣 晴美	

第3期 新見市子ども・子育て支援事業計画  
令和7年3月

---

発行／新見市 福祉部 子育て支援課  
〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3  
電話 (0867) 72-6115  
FAX (0867) 72-1407

---